

第211回長野県都市計画審議会

- ・開催日時：令和4年3月25日（金）午前10時30分～午後2時41分
- ・開催場所：県庁議会増築棟3階 第1特別会議室及びオンライン
- ・出席委員：池森 梢委員(web)、大上俊之委員(web)、酒井美月委員(web)、高瀬達夫委員、田中佐和子委員、羽鳥栄子委員、堀内優香委員(web)、宮入賢一郎委員(web)、柳沢 厚委員、柳町晴美委員(web)、白鳥 孝委員(web)、共田武史委員、渡邊 光委員、若林 伸幸委員代理(web)（関東地方整備局長野国道事務所副所長 中嶋政幸）大角 亨委員代理(web)（関東農政局農村振興部 地方参事官 加藤 浩）

1 開 会

（事務局：都市・まちづくり課 小口企画幹兼都市計画係長）

定刻になりましたので、ただ今から、第211回長野県都市計画審議会を開会いたします。

本日は、お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。私は、本日の司会を担当いたします都市・まちづくり課の小口秀昭と申します。よろしく願いいたします。

本日の審議会開催にあたりましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、一部の委員の皆様にはオンラインでご出席いただいております。審議中、映像や音声の不具合など、何かございましたら、遠慮なく事務局までお知らせください。

次に、委員の出席状況についてご報告いたします。現在ご出席いただいております委員は、15名でございます。委員総数15名中全員出席でございますので、長野県附属機関条例第6条第3項の規定により、本審議会は成立いたしました。なお、白鳥孝委員は午前中のみのご出席となりますので、あらかじめお知らせいたします。

次に、代理出席の方についてご報告申し上げます。国土交通省関東地方整備局長若林伸幸様の代理で国土交通省関東地方整備局長野国道事務所副所長中嶋政幸様でございます。次に、農林水産省関東農政局長大角亨様の代理で農林水産省関東農政局農村振興部地方参事官加藤浩様でございます。

次に、資料の確認をさせていただきます。委員の皆様事前に郵送しました資料は、5種類でございます。確認をお願いいたします。まず、会議次第が1枚、議案概要が1枚、法定審議の議案冊子が1冊、別冊資料が1部、調査審議の議案冊子が1部、の5種類でございます。また、追加でお送りしました資料として、当日配布資料が1部ございます。資料の確認につきましては、以上でございます。

次に、前回の審議会以降、委員の委嘱がございましたので、ご報告申し上げます。当日配布資料1ページをご覧ください。長野県市長会危機管理建設部会長のお立場として、伊那市長の白鳥孝様が就任されました。

最後に、会議の運営上のお願いを申し上げます。オンラインにてご出席の皆様が発言を希望される際は、お声がけをいただき、会長の指名によりご発言くださるようお願いいたします。

す。また、ご発言される時以外は、カメラとマイクをオフにさせていただきますようお願いいたします。会場にてご出席の皆様におかれましては、事務局がマイクをお持ちしますので、マイクを通してご発言くださるようお願いいたします。

本日は、法定審議案件9件につきまして、ご審議のほどをお願いいたします。それでは、これより議事に入りますが、長野県附属機関条例第6条の規定により、会長が議長となるとされておりますので、柳沢会長に議長をお願いいたします。

2 議 事

(1) 議事録署名委員の指名

(柳沢議長)

皆様、おはようございます。規定ですので私が議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

はじめに、議事録署名委員を指名いたします。堀内優香委員、宮入賢一郎委員、よろしくお願いいたします。

(宮入委員)

よろしくお願いいたします。

(2) 事務報告

(柳沢議長)

次に、事務局から事務報告がありますので、お願いします。

(事務局：都市・まちづくり課 八木都市計画係主査)

事務報告をさせていただきます。私は都市・まちづくり課の八木剛と申します。よろしくお願いいたします。

本日は傍聴者がまだおりませんが、傍聴者がありましたら、受付にて住所、氏名を確認し、傍聴上の留意事項を説明して、予め静粛な傍聴をお願いしますので、よろしくお願いいたします。

次に、前回審議会の議決事項の処理状況について事務報告を申し上げます。本日お手元にお配りしております当日配布資料の6ページをご覧ください。令和3年11月12日に開催しました第210回長野県都市計画審議会における議決事項の処理状況についてですが、議第1号につきましては、記載のとおり3月28日に告示を予定しております。

以上で事務報告を終わります。

(柳沢議長)

ありがとうございました。ただいまの事務報告に対し、何かご質問等ございますか。よろ

しいでしょうか。

(3) 議案審議

議第1号 松本都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について

議第2号 松本都市計画区域区分の変更について

(柳沢議長)

それでは審議に入りたいと思います。本日は先ほどご案内がありましたとおり9件です。たくさんございますが、順に進めてまいりたいと思います。

最初に、議第1号松本都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について。それから議第2号の松本都市計画区域区分の変更について。これは関連しますので、一括して説明をお願いします。

(幹事：都市・まちづくり課 井出企画幹兼都市計画係長)

長野県都市・まちづくり課企画幹兼都市計画係長の井出と申します。私の方から議第1号及び議第2号について、ご説明させていただきます。失礼ながら着座にてご説明させていただきます。

議第1号、第2号ともに、昨年9月10日に開催しました都市計画審議会において、調査審議として委員の皆様にご説明させていただいております。内容として大きな変更はございません。

お配りしております議案資料をご覧くださいと思います。議第1号ですが、資料下のページ番号で議1-1からでございます。ページ番号議1-3から30ページほどが、今回変更する松本都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、いわゆる都市計画区域マスタープランの本文となります。ページ番号の議1-34からは新旧対照表で、従前のマスタープランを変更・修正した部分につきまして赤字で記載しておりますものがございます。

議第2号の松本都市計画区域区分の変更につきましては、ページ番号で議2-1からとなります。ページ番号議2-2から計画書、資料2は総括図と計画図となっております。その後、共通資料1というものを付けてございます。説明につきましてはこの共通資料1で行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

共通資料1、ページ番号でいきますと共通1-1をご覧ください。なお、スクリーン上におきましても説明の資料を表示させていただいております。共通1-1の上段ですが、長野県のマスタープランは、長野県都市計画ビジョンを最上位計画といたしまして、上位計画の順に、圏域マスタープラン、10圏域でございますが、それと都市計画区域マスタープラン及び市町村マスタープランが策定されております。それらのマスタープランの方針に基づきまして、より具体的な施策や取り組みなどを記載した立地適正化計画などの個別の計画が策定されている体系となっております。今回見直しを行う部分は、中段の赤字で書いておりますが、都市計画区域マスタープランでございます。この区域マスタープランは、都市計画の目標、将来像、都市計画の基本方針等を定めたものとなります。

少しページを進んでいただきまして、ページ番号共通1-5、A3判を折りたたんである資料でございますが、そちらをご覧ください。松本都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の概要版でございます。この概要版で説明させていただきたいと思っております。

今回の主な変更点といたしまして、左上にございますが、自然災害に対応できる安全なまちづくりの方針を記載したこと、グリーンインフラを活用した魅力的なまちづくりの方針を記載したこと、松本城～あがたの森～松本駅に囲まれた区域を中心拠点地区として明記したこと、シェアサイクル等の活用について記載をしたことの4点となっております。

下の方に都市づくりの基本理念が書いてございますが、そこには災害に強い安全で快適な都市の実現を目指すとして、土地利用方策と連動した防災・減災対策が検討、実施されていない区域については新たに市街化区域編入を行わないことを明記いたしました。また、今回の松本、長野、須坂の3都市共通のワードでありますグリーンインフラにつきましても記載しており、環境保全、レクリエーション、防災、景観形成のためグリーンインフラの活用を行っていくこととしております。

概要版の右側になりますが、基本理念といたしましては、安全で安心してゆとりを持って暮らせる都市づくり、美しい環境を未来へつなぐ都市づくり、熱気と活気にあふれ輝く都市づくり、の3つを掲げてございます。地域ごとの市街地像につきましては、松本城～あがたの森～松本駅に囲まれる区域を中心拠点として位置付け、市民・観光客に魅力ある高度な商業地の形成や伝統的な街なみ景観を生かすこととしており、自動車利用を抑制し、安全・安心・快適な人にやさしい歩行者環境の実現を目指すまちづくりを進めることとしております。

概要版の裏面をご覧ください。主要な都市計画の決定に関する方針等でございますが、ストリートデザイン等の取組による居心地がよく歩きたくなるまちなかづくりですとか、シェアサイクルやフリンジ駐車場等を活用した車に頼らないまちづくりなどの方針を掲げてございます。

続きまして、議第2号松本都市計画区域区分の変更、いわゆる線引きの見直しについてご説明いたします。恐縮ですが、少し資料をお戻りいただき、ページ番号共通1-2をご覧ください。資料の上段でございますが、先ほど説明しました都市計画区域マスタープランにおいて、区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針を定めることとなっており、今回マスタープランを見直した長野、松本、須坂の区域においては、いずれも区域区分を継続して定めることとしております。

資料下段の表でございますが、区域区分を行っている長野、須坂、松本、塩尻の4つの都市計画区域において、今回の見直しで算出した人口フレームと工業フレームの一覧でございます。本日の審議会におきましては、黄色の枠で囲まれた長野、須坂、松本についての区域区分の変更について付議させていただいており、塩尻につきましてはすでに変更決定済みとなっております。

下から2段目、松本の欄をご覧ください。基準年の10年後となる令和7年の将来人口を推計しました人口フレームの保留人口の欄に記載してございますが、現在の市街化区域に収まりきれない拡大需要がある人口といたしまして、1,500人が算出されております。つまり、1,500人分居住するための市街化区域の拡大が必要となっている状態でございます。

そこで、松本都市計画区域におきましては、既成市街地として島内東方地区と和田西原地

区の2地区で1,000人分、新市街地として上村井地区の500人分について、今回市街化区域を拡大いたします。なお、工業フレームにつきましては拡大需要がございますが、現段階で具体的な計画はございませんので、工業フレームを使った市街化区域の拡大は今回はございません。

次のページの共通1-3をご覧ください。松本で市街化区域編入を予定している3つの地区の概要についてご説明させていただきます。上段は、市街化区域に編入する3つの地区の位置になりますが、図面で用途地域別に着色がある部分が、現在の市街化区域となっております。

まず、既成市街地として編入する和田西原地区でございますが、図面でいうと西側の方になります。位置図でもわかるとおり、松本の中心市街地から西側に離れた旧波田町の市街化区域に接しており、アルピコ交通上高地線の三溝駅の南側に位置しております。

お手元の資料には配布してございませんが、スクリーンの画面上でこの地区の経緯についてご説明させていただきます。スクリーンをご覧くださいと思います。画面の左側に図面がございますが、赤の破線になっているところの東側が市町村合併前の旧松本市、西側が旧波田町で、合併前は旧松本市が区域区分のある線引き都市計画区域、旧波田町が非線引き都市計画区域となっております。

今回市街化区域に編入する和田西原地区は、赤の点線で囲まれた部分、航空写真ですと赤線でございますが、その部分でございます。そのうちの薄い黄色の部分の開発経過は表のとおりでございます。平成12年から18年にかけて、県営ほ場整備事業による農地整備が行われ、非農用地として整理した土地において、長野県住宅供給公社により住宅地分譲事業を行った地区となっております。市街化調整区域の開発行為につきましては許可が必要で、限られた開発行為、例えば、地区計画が定められその内容に適合する開発や、県の開発審査会の議を経て市街化区域内で行うことが困難な開発行為などしか許可できないこととなっておりますが、当時の都市計画法におきましては、県や市町村、事務組合などが行う開発行為については許可不要とされており、開発許可申請は行われておりません。また、宅地開発を始めた当時は、この部分は旧松本市の市街化区域と接していない飛び地でございます。市街化区域への編入が困難な状況でございました。その後、造成工事が行われ、住宅分譲に合わせて、良好な住宅地とすべく、平成18年に建築物の用途制限などを定めた地区計画を策定しております。その後、平成22年に松本市と波田町が合併いたしまして、平成26年には旧松本市の線引き都市計画区域と旧波田町の非線引き都市計画区域を一緒にして線引きの松本都市計画区域とし、旧波田町の用途地域を市街化区域に編入しております。

今回、この地区の住宅整備がほぼ完了いたしまして、市街化区域への編入について住民の皆さんとの調整が整ったことから、北側に少しあります既存の住宅地も合わせて今回の線引き見直しで市街化区域に編入するものでございます。

続いて、島内東方地区の経緯でございます。同じくスクリーンをご覧ください。webの画面では画面共有させていただいております。島内東方地区でございますが、図の点線で囲まれた部分が今回市街化区域に編入する区域で、その中の薄い黄色の部分は昭和46年に線引き設定した以前から工場があった土地でございます。

前回の区域区分の定期見直し以降、平成23年に工場が撤退いたしまして、そのまま放置す

ると荒地になってしまうことなどから、良好な住宅地とするために、松本市の開発審査会の議を経て、平成26年に民間事業者による宅地開発の開発行為許可がなされました。平成27年には、地元からの要望もございまして良好な住宅地とすべく地区計画を定め、その後、令和2年に全ての住宅入居が完了し、市街化区域編入について住民の皆さんの合意が得られたことから、今回の定期見直しで、東側に隣接しております公共公益施設などが立地する部分と合わせて、市街化区域に編入するものでございます。

最後に上村井地区でございしますが、こちらは資料の共通1-3をご覧くださいと思います。共通1-3に図面がございします。面積約6.8haを新市街地として編入するものでございします。下段に地区の図面がございしますが、上村井地区の赤線で囲まれた住宅が現在立地していない部分が今回編入する地区でございします。JR篠ノ井線の村井駅から東に約700mに位置しております。近くに大型店舗があることや、中心市街地のような渋滞がないことから、近年では住宅地としての需要が高く、人口増加率の高いエリアとなっております。当該地区は現在農地となっておりますが、民間開発による住宅地の開発が計画されており、関係する地権者の同意率が100%となり開発が確実となったことから、今回市街化区域の編入を行うものでございします。

共通1-3の左側は、区域区分変更の計画書でございしますが、今回の市街化編入により、将来人口フレームで保留する人口はなくなることから、今後、人口フレームによる市街化区域の拡大についてはないということとなります。

なお、松本市決定ではありますが、それぞれの地区の用途地域は、島内東方地区では隣接する用途地域と同様の第一種住居地域の指定を予定しております。和田西原地区におきましては、既存の地区計画の方針と合わせまして、第一種低層住居専用地域と第一種中高層住居専用地域の指定を予定しております。上村井地区は隣接する用途地域と同様の第一種住居地域の指定を予定しております。更に、用途地域の指定と同様に併せて地区計画の決定も予定しており、良好な住環境の整備を担保しております。

最後にページ共通1-4をご覧ください。これまでにご説明しました区域マスタープランと区域区分の見直しにおける都市計画変更の手続き及び意見聴取等の結果をご説明させていただきます。区域マスタープランと区域区分は都市計画変更の手続き等は同時に進めておりまして、併せて説明させていただきます。

まず、公聴会につきましては、公述の申出がなかったため中止といたしました。次に、国への事前協議は、昨年12月に異存なしの旨の回答をいただき、その後、今年1月に変更案の縦覧を行いました。これについても意見書の提出はございませんでした。松本市への意見聴取の回答といたしましては、3月7日に異存なしとの回答をいただいております。本日の審議会後に国への本協議を行いまして、国からの回答後、速やかに決定告示を行う予定でございします。

以上で、議第1号松本都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更と議第2号松本都市計画区域区分の変更につきましての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

(柳沢議長)

ご苦労様でした。それではご質問をいただきたいと思いますが、第1号の方はいわば文章レベルの整備、開発、保全の方針の変更、第2号がそれに基づいた具体的な市街化区域の拡大ということで、今回は3地区の追加ということになっています。それではどなたからでもご発言がありましたらお願いします。

では私から確認ですけれど、共通資料1-2で人口フレームが書かれていますね。この人口フレームの1,500人というのと、今回3箇所編入された地区の関係はどういうことになりますか。つまり、この地区で何人分使った、ここは既成市街地になっちゃったので人口フレームは減らないとか。その辺を教えてください。

(幹事：都市・まちづくり課 井出企画幹兼都市計画係長)

人口フレームと今回編入する3地区の関係ですが、既成市街地として編入いたします和田西原地区と島内東方地区、この両地区で1,500人のうちから1,000人分を割り当ててございます。新市街地として上村井地区がございまして、それは500人分を割り当てております。保留するフレーム全体を今回の市街化区域の編入で使い切ってしまうという形になりますので、今後保留する人口がなくなるという形になります。

(柳沢議長)

使い切って、今後の拡大は今のフレームはないと。

(幹事：都市・まちづくり課 井出企画幹兼都市計画係長)

そういう形になります。

(柳沢議長)

わかりましたが、例えば和田西原地区というのは、いつ頃人口が張り付いたんでしょうか。平成27年時点が基準年になっていますね。そうすると平成27年にすでに人口が張り付いているとすると、それを人口フレームで使うというのは何か変なんだけど、そういうことですか。

(幹事：都市・まちづくり課 井出企画幹兼都市計画係長)

平成27年のときは和田西原地区も造成工事が終わっており、住宅が建ち並んできて、人口が張り付いてきている状態でした。そのときは、この地区は市街化調整区域になっておりまして、今回市街化区域の人口を予測したところ、市街化区域の人口が増えるという形になりますので、今まで市街化調整区域だった和田西原地区の人口を市街化区域の人口として今回入れるという形になります。

(柳沢議長)

それで算定したのね。わかりました。ちょっとテクニカルな話なのでこの辺にしておこう。ほかにご質問、ご意見ございませんか。

(宮入委員)

宮入です。よろしいですか。

(柳沢議長)

どうぞ。

(宮入委員)

宮入です。お願いいたします。最初の議第1号の方針の方ですが、持続可能な低炭素都市づくりとかグリーンインフラを盛り込んでいただきましてありがとうございました。

1点質問なんですが、松本地域の市街地の中を流れている女鳥羽川とか薄川といった河川があると思うんですけども、河川整備の方針の方には盛り込んでいらっしゃるんですが、市街地の環境とか防災といった面ではどのような位置付けか読み取れなかったものから、補足があればありがたいなと思いました。よろしくをお願いします。

(柳沢議長)

はい。では事務局をお願いします。

(幹事：都市・まちづくり課 井出企画幹兼都市計画係長)

はい。少々お待ちください。

(宮入委員)

若干補足させていただきたいんですが、グリーンインフラといった面でも松本の中心市街地の方でこういった河川がすごく役割が大きいのではないかなというふうに感じたものから、河川整備という面以外でもぜひこういった中小河川、市街地の中の河川が計画上も大事になさってこられるといいなと、そんなふうに感じたものですから、その質問という意味で伺っております。よろしくをお願いします。

(柳沢議長)

ちょっとお待ちください。

(宮入委員)

はい。

(幹事：都市・まちづくり課 井出企画幹兼都市計画係長)

すみません。お待たせしました。具体的な名前につきましては、今の本文の松本-25 というページがありますが、そちらで実現のための具体的な都市計画制度の方針という欄がございまして、表がございまして。その中で都市緑地として既存の奈良井川の緑地ですとか牛伏川の緑地ですとかの活用を図るということが明記されてございまして、公園緑地の整備方針の中で奈良井川ですとかそういった女鳥羽川、女鳥羽川という具体的な名称はないですが、そ

ういったところで川の緑地についても活用を図っていくという形の方針にさせていただきます。

(宮入委員)

わかりました。都市緑地という中で盛り込まれているということで承知をいたしました。資料の中の松本-10 と書いてあるところの快適環境な都市づくりだとかこういったところを拝見しまして、多分防災機能を、延焼防止の機能ということが書かれたものですから、こういった河川とか河川の都市緑地が果たす役割は大きいと思いますので、ぜひ位置付けて強化していただければいいなと感じました。よろしくお願いします。

(幹事：都市・まちづくり課 井出企画幹兼都市計画係長)

ありがとうございました。

(柳沢議長)

他にありますか。どうぞ。

(高瀬委員)

信州大学の高瀬でございます。松本で編入しようとしている3地区というのは、立地適正化計画の居住誘導区域に今後入れていく予定なんですか。隣接地域が居住誘導区域になっているのでしょうか。わかったら教えてください。

(幹事：都市・まちづくり課 高倉都市・まちづくり課長)

松本市さんがいるので、答えさせていただいていいでしょうか。

(柳沢議長)

どうぞ。松本市の方にご発言をお願いします。

(松本市 都市計画課 神戸都市計画課長)

松本市都市計画課長の神戸と申します。よろしくお願いいたします。松本市の立地適正化計画、既に策定をさせていただきます。この3地区については居住誘導区域として今後区域の中に入れていく予定でございます。以上になります。

(柳沢議長)

よろしいですか。ほかにご発言ありませんか。

ではご発言がないようですので、この件について採決をいたしたいと思います。議第1号及び議第2号については、先ほど説明がありましたとおり意見書が出ておりませんし、オンラインの皆さんも含めて特にご異議がなかったと思いますので、採決の方法はいわゆる簡易採決、異議なしという形で進めさせていただきたいと思います。

それでは議第1号及び第2号について原案どおり決することにご異議ございませんか。

(出席者一同)

「異議なし」という声あり。

(柳沢議長)

異議なしということでございますので、原案どおり決定いたしました。

議第 3 号 長野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について

議第 4 号 長野都市計画区域区分の変更について

(柳沢議長)

それでは続きまして、議第 3 号長野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更、議第 4 号長野都市計画区域区分の変更について、これも関連しますので一括で説明をお願いします。

(幹事：都市・まちづくり課 井出企画幹兼都市計画係長)

引き続き私の方から説明させていただきます。議第 3 号及び議第 4 号についてのご説明でございます。

先ほどの議第 1 号、第 2 号と同様に、昨年 9 月 10 日に開催しました都市計画審議会において、調査審議として委員の皆様にご説明させていただいております。内容については大きな変更はございません。

お配りしています議案資料をご覧ください。先ほどの議第 1 号、第 2 号と同様に、都市計画区域マスタープラン本文と新旧対照表、計画書などを配布してございますが、同じように共通資料 2 というところがございます。そちらの方で説明させていただきたいと思っております。共通資料 2、ページ番号で共通 2-1 をお開きいただきたいと思います。

まず、議第 3 号長野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針についてでございますが、先ほどと同様、共通 2-5 の A3 判を折りたたんであるページがございますので、そちらの概要版をご覧くださいと思います。

長野都市計画区域マスタープランの主な変更点としましては、神城断層地震や東日本台風の浸水被害を教訓とした安全なまちづくりの方針を記載しておくこと、グリーンインフラを活用した魅力的なまちづくりの方針を記載したこと、低未利用地が増加した中心市街地の活性化対策の方針を追記したことなどが主な変更点となっております。

下の方に都市づくりの基本理念が書いてございますが、そちらの方では平成 26 年 11 月の神城断層地震による建物被害や、令和元年 10 月の令和元年東日本台風による千曲川の氾濫による大きな浸水被害を背景に、安心・安全な都市づくりについて記載を追記いたしております。また、グリーンインフラにつきましては、都市の防災機能向上に加えまして、賑わいの創出、景観保全などのまちなかの魅力向上にも寄与するとして、冬季五輪を契機に整備された既存のインフラとグリーンインフラを上手く組み合わせて、その機能を効率的で有機的に発揮できる都市づくりについて記載しております。このような記載の追記を踏まえまして、従前は一文で表現していました都市づくりの基本理念でございますが、災害に強く自然と共

生した安全・安心な都市づくり、歴史と文化の広域交流都市づくり、の2つを都市づくりの基本理念としております。

地域ごとの市街地像につきましては、長野駅、北長野駅、篠ノ井駅、旧松代駅の、主に交通結節点となる駅等周辺を4つの都市拠点としております。長野駅周辺におきましては、都市機能のさらなる集積、高度化を図る、北長野駅周辺では都市基盤、住環境の整備を進めることとしております。篠ノ井駅周辺におきましては、都市機能の集積と篠ノ井駅周辺の低・未利用地の活用を図ること、旧松代駅周辺におきましては、文化資源を活かしつつ、商業・観光施設等の集積を図ることとしており、それぞれ地域の特性を活かした地域ごとの市街地像を記載してございます。

続きまして裏面をご覧ください。主要な都市計画の決定の方針等でございますが、災害発生の恐れが高い区域におきましては、土地利用方策と連動した防災・減災対策が検討又は実施されていない区域につきましては新たな市街化区域編入は行わないことや、居心地がよく歩きたくなる空間の創出、市街地再開発事業などを活用した中心市街地の活性化などを方針として記載してございます。

続きまして、議第4号長野都市計画区域区分の変更についてご説明申し上げます。少し資料をお戻りいただき、ページ番号共通2-2をご覧ください。

先ほどの議第2号でもご説明いたしました、人口フレームと工業フレームの一覧となります。一番上が長野都市計画区域の欄でございます。基準年の10年後となる令和7年の将来人口を推計した人口フレームの保留人口の欄に記載してございますが、現在の市街化区域に収まりきれない拡大需要がある人口といたしまして、2,200人が算出されております。そのうち、今回100人分につきましては、既成市街地として市街化区域編入を行います。残りの2,100人分につきましては、現在のところ具体的な調整が整い市街化区域編入ができる地区がございませんので、保留フレームとして市街化区域編入を見合わせております。今後、市街化区域編入の調整が整った地区や具体的な開発が確実となった地区などがあれば、随時市街化区域編入を行っていきたいと考えております。

なお、工業フレームにつきましては拡大需要がございますが、現段階で具体的な計画はございませんので工業フレームを使った市街化区域の拡大はございません。

共通2-3をご覧ください。市街化区域編入を予定している地区は位置図の1地区になります。地区名は川中島御厨地区で、面積が4.7ha、川中島駅と今井駅の間に位置しており、北側と南側を市街化区域に挟まれており、当該地区により市街化区域が分断されている形となっております。

お手元には配布してございませんが、スクリーンをご覧くださいまして、この地区の経過についてご説明させていただきます。編入する区域でございますが、図面の赤線で囲まれた4.7haでございます。編入する区域は、昭和46年の最初の線引き決定以前から宅地等として利用されており、当時、編入区域の北側は宅地化されておらず、南側から連なる宅地化されていた一連の地域の一番端の部分となっております。昭和46年の最初の市街化区域決定のときには地元の調整が整わず、市街化区域としていません。

その後、編入区域の北側が区域区分の見直し等により徐々に市街化区域となって宅地化されてきており、現在のような形になってきております。平成30年に地元より、市街化調整

区域のままでは有効な土地利用ができなくなるなどから、市街化区域編入について要望が市に出されました。この度、地元との調整が整ったことから、今回市街化区域に編入するものでございます。

資料のページ共通 2-3 の下段をご覧ください。編入予定箇所の市決定となる用途地域でございますが、隣接する用途地域に合わせまして、地区中心の道路沿いを準工業地域、背後地を第二種中高層住居専用地域の指定を予定してございます。なお、準工業地域の指定を予定している区域につきましては特別用途地区、大規模集客施設制限地区の指定も予定しており、大規模な店舗の立地を規制することとなります。

なお、編入区域は、周辺の農地を含めないように、道路や水路などの地形地物で区域の境界を設定しております。区域の南側の既存の市街化区域と編入区域の間が細長く調整区域のまま残っていますが、この部分の写真がございまして、スクリーンをご覧くださいと思います。スクリーン上で写真が2枚ございまして、この部分は土地の幅が3～7mと狭く、不整形な土地でありまして、ちょうど両側が水路に挟まれた土地となっております。周辺と一体的に都市的土地利用を図ることが困難な区域となっております、地元からも畑として使用したいとの希望もあり、今回市街化区域に編入する区域から除いております。

続いて、資料のページ共通 2-4 をご覧ください。手続きの状況でございます。先ほどの松本と同様、公聴会への公述申し出はなく、縦覧後の意見書提出もございませんでした。また、長野市からは3月10日付けで計画について異存なしの意見をいただいております。今後の手続きは、松本と同様に、国への本協議後、速やかに決定告示を行う予定でございます。

以上で、議第3号と議第4号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(柳沢議長)

ご苦労さまでした。先ほどと同様に、議第3号は文章レベルの変更、議第4号は区域区分の1箇所追加ということです。それではご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。

ではまた私から。基礎的な質問で恐縮ですが、今回の編入の場所は、既成市街地の周辺と書いてあって、既成市街地になっているわけではないですね。ということは少し更地の部分がある程度あるということですか。その辺はどういう状況なんでしょうか。

(幹事：都市・まちづくり課 井出企画幹兼都市計画係長)

はい。既成市街地の周辺部の編入として書かせていただいておりますけれども、この部分、道路沿いには商業施設が建っております、その後ろ側は住宅地となっております、若干農地等も含まれております。ただ人口密度的には既成市街地の周辺部として編入する基準を満たしておりますので、法的に複雑な話になるのですが、既成市街地の周辺部として編入することにしております。

(柳沢議長)

質問の趣旨は、いわゆる更地部分が相当量あるのであれば、計画的に整備するという手段を同時に用意しながら編入するわけですが、今回はそれは必要がないということですか。そ

れともこういうことをやっています、ということがあればそれをご紹介ください。

(幹事：都市・まちづくり課 井出企画幹兼都市計画係長)

今回のところは更地の部分はわずかでございますので、具体的に開発するというようなことはございません。

(柳沢議長)

特にない、しなくてすむ程度だということですね。わかりました。

ほかにご発言ありませんか。前回ご覧いただいているものではありませんので。

それでは採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。この件につきましても、先ほどと同様に簡易採決ということにいたしたいと思います。

議第3号及び第4号は原案どおり決することにご異議ございませんか。

(出席者一同)

「異議なし」という声あり。

(柳沢議長)

異議なしということですので、原案どおり決定いたしました。

議第5号 須坂都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について

議第6号 須坂都市計画区域区分の変更について

(柳沢議長)

続きまして、また同じ感じですけど、議第5号須坂都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更、議第6号須坂都市計画区域区分の変更について、これも併せて説明をお願いします。

(幹事：都市・まちづくり課 井出企画幹兼都市計画係長)

引き続き私の方から議第5号及び議第6号について、ご説明させていただきます。

先ほどの松本、長野と同様に、昨年9月10日に開催しました都市計画審議会において、調査審議として委員の皆様にご説明させていただいております、内容としては大きな変更はございません。

同様にお配りしてある議案資料をご覧ください。先ほど同様、都市計画区域マスタープランの本文と新旧対照表、計画書などを配布してございますが、共通資料3により説明させていただきます。ページ番号でいきますと共通3-1になりますが、そちらをご覧ください。

まず、議第5号の須坂都市計画区域のマスタープランについてでございますが、ページ番号共通3-5、A3を折りたたんである資料の概要版をご覧ください。このマスタープランの主な変更点でございますが、長野でもありましたが東日本台風の浸水被害を教訓とした安全なまちづくりの方針を記載したこと、グリーンインフラを活用した魅力的なま

ちづくりの方針を記載したこと、また、須坂長野東IC周辺の土地利用方針の記載をしたことの3点となっております。

都市づくりの基本理念におきましては、長野都市計画区域マスタープランと同様に須坂都市計画区域においても令和元年10月の令和元年東日本台風による被害を受けており、その被害を背景に安全・安心な都市づくりについての記載を追記いたしております。

また、須坂都市計画区域の優れた自然的、歴史的資源をまちづくりに活かすとともに、優良農地や豊富な自然は保全し、グリーンインフラとしての機能が効率的で有機的に発揮される魅力ある都市の形成について記載しております。

このような記載の追記を踏まえまして、資料の右側でございますが、従前は一文で表現していた都市づくりの基本理念を、歴史と文化を活かした都市づくり、自然・産業が調和した安全・安心な都市づくり、の2つといたしました。

右側の下側ですが、地域ごとの市街地像としては、これまでどおり須坂駅周辺と小布施駅周辺を都市拠点として位置付けており、区域の商業・業務機能の拠点として位置付けるとともに、それぞれの市町の歴史的町並み等を活かしながら魅力ある市街地の形成を図ることとしております。その他の市街地といたしましては、近年の開発の動向や、須坂市のまちづくりの意向等も踏まえまして、須坂長野東IC周辺につきまして、その立地を生かし必要に応じて工業・物流拠点等の強化を図ることを記載しております。

裏面をご覧ください。主要な都市計画の決定の方針等でございます。松本、長野と同様に、災害発生の恐れが高い区域につきましては、土地利用方策と連動した防災・減災対策が検討又は実施されていない区域は保全すべき区域とすることを追記いたしました。

また、須坂市の旧街道沿いの地区につきましては、蔵のまちなみ整備などにより、市街地の活性化と伝統的な建造物群の保存を図ることなどを方針として記載しております。

続きまして、議第6号須坂都市計画区域区分の変更についてのご説明でございます。少し資料をお戻りいただき、共通3-2をご覧ください。先ほども出てきた表でございます。人口フレームと工業フレームの一覧でございますが、2段目の須坂都市計画区域の欄をご覧ください。基準年の10年後となる令和7年の将来人口を推計した人口フレームの保留人口の欄に記載されておりますが、須坂都市計画区域の人口フレームについては、市街化区域内においても人口が減少する推計となっております、人口フレームは算出されておられません。つまり、将来においても現在の市街化区域から人口を収容するために拡大する必要はないということとなっております。そのため、須坂都市計画区域におきましては、人口フレームを用いた市街化区域の拡大はなく、また、工業フレームにつきましては拡大需要が算出されておりますが、現段階で具体的な計画はございませんので、工業フレームを使った市街化区域の拡大もございません。

共通3-3の上段をご覧ください。左側に計画書がありますが、今回は人口フレームの年次と算出された人口等の数値のみの変更でございます、市街化区域の拡大はございませんので、総括図等の変更はございません。

資料の下段をご覧ください。これまでご説明した区域マスタープランと区域区分の見直しの手続きの関係でございます。まず、公聴会については公述申出がなかったため中止といたしております。その後、国への事前協議を行い、異存なしとの回答をいただいております。

また、1月に区域マスタープランと区域区分の変更案の縦覧を行い、区域マスタープランに対しての意見書の提出はございませんでしたが、区域区分の変更案に対しては4件の意見書の提出がございました。市町村意見聴取は昨年行い、須坂市、小布施町よりともに意見なしとの回答をいただいております。

次に、区域区分の変更案に対して提出されました4件の意見の概要とそれに対する見解についてご説明させていただきます。恐縮ですが、お手元の資料を少し戻っていただきまして、議6-7をご覧ください。こちらに意見書の要旨と意見に対する見解をお示ししております。意見書の提出者の住所は全て須坂市でございまして、利害関係は関係市町村の住民でございます。要旨区分はその他意見となっております。

番号1の意見の要旨をご説明させていただきます。須坂長野東IC周辺地区開発の「ものづくり産業用地第二次用地」開発に関する意見でございます。

まず一段目でございますが、該当地区は過去に水害が発生している地区であることから、開発して災害が発生したあとの復興の負担や住民の負担を心配するご意見でございます。二段目は、工場立地による周辺環境への影響を心配するご意見でございます。三段目は、工業団地の建設により、近隣住民の生活への影響と風景への影響を心配するご意見でございます。結論として、環境破壊・自然破壊につながる事業計画には断じて反対であるということでございます。

それに対する見解ですが、資料の右側をご覧ください。今回決定する須坂都市計画区域区分の変更は、人口及び産業並びに市街地の適正な規模を設定するものでございまして、ご意見をいただいております須坂長野東IC周辺地区の開発や工場の立地に直接関連した都市計画の変更ではございません。当該地区の開発に関連した都市計画の決定は、須坂市の決定による地区計画の決定でございまして、須坂市より、都市計画法の規定により当該地区の地区計画の決定について協議があり、都市計画の決定に関しては令和4年1月に異存ない旨の回答を県から行っております。その際、地区計画の案に対して今回同様の意見書が提出されていたことから、須坂市に対し、関係住民にわかりやすく丁寧な説明を行うことについて文書にて要請していたところです。しかしながら、今回も同様のご意見をいただいたことから、再度須坂市に状況の説明を求め、地域住民との協議の場を設け説明を行ったとの報告を受けてございます。

なお、先ほどご説明しました区域マスタープランの変更案では、地域ごとの市街地像として「須坂長野東インターチェンジ周辺においては、その立地を生かし必要に応じて、工業・物流拠点の強化を図る」としてありますが、住民との合意形成は必要不可欠でございまして、周辺の自然環境や住環境との調和、災害対策等を行った上で開発すべきと考えており、無秩序な開発を認めているわけではございません。

続いて、2、3、4の意見につきましても、内容は1と同様でございまして、開発についての反対のご意見でございます。ご意見に対する見解も同じでございます。

意見の内容について、図面で詳しい説明をさせていただきますので、スクリーンをご覧くださいと思います。スクリーンの右側に須坂都市計画区域の総括図を映してございまして、今回の意見が出てきた部分は、赤い四角で囲んだ部分でございます。その拡大図を左側の図面につけてございます。総括図で着色した部分が現在の市街化区域でございまして、先

ほどご説明したように、区域区分の拡大は今回ないので、市街化区域の変更案に対するご意見とは直接関係のあるものではございません。

須坂長野東IC北側の部分は図面の薄い青色の部分でございますが、そこはすでに工業地域として市街化区域となっております、その北側にオレンジ色及び赤色の部分がありますが、その部分はICに近い利便性を生かし、市の産業振興を図る目的で、須坂市が地域未来投資促進法に基づく基本計画を策定し、さらに、市街化調整区域における地区計画を策定して、民間開発により開発が進められている区域でございます。オレンジ色の部分の地区計画は令和2年7月に決定されており、商業系の地区と流通業務などの工業系の地区に分かれておりまして、商業系地区には大型ショッピングモールの建設が予定されておるところです。赤色の部分の地区計画はこの3月に決定されており、工業・物流施設の立地が予定されております。今回意見書が提出されたのは、この赤色の部分の開発についてのご意見となっております。

意見に対する見解にあるように、須坂市が決定した地区計画の手続きにおいても同様の意見書が提出されていることから、市から県への協議の際に、関係住民に対する丁寧な説明を行うよう要請しております。須坂市においては、何回か地域住民との協議の場を設け説明を行っているとお聞きしております。意見書の内容と見解についての説明は以上でございます。

最後に、今後の手続きについてでございますが、松本、長野と同様に、本審議会後、国への本協議を経て、速やかに決定告示をする予定でございます。

以上で、議第5号と議第6号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(柳沢議長)

ご苦労様でした。この件につきましても、第5号で方針の変更、第6号で区域区分の変更ですが、こちらは具体的な箇所の変更はないと、人口の年次が動いたので人口の数字も動いたという変更ですね。

今回は縦覧のあとの意見書が何通か出たということで、そこについて詳しいご説明がありました。これについても、区域区分の変更あるいは整備、開発及び保全の方針の変更には直接関わらないという前提での説明だったと思います。それでは以上に関しまして、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(宮入委員)

宮入ですがよろしいでしょうか。

(柳沢議長)

どうぞ。

(宮入委員)

最後にお話がありました意見書に関してですけれども、こういった手続きにつきましても含めて確認をしておきたいなと思っているんですが、何度か須坂市さんの方でご意見を出された、あるいは地元の住民の皆さんとも話し合いをされたということなんですが、回答の中

で住民との合意形成は必要不可欠ということが記載してあるんですけども、これは今後も続けるというふうに考えた方がよろしいのか、それとも合意形成は既に終わっているというふうに考えた方がいいのか、その捉え方がわからないものですから、お伺いできればと思います。よろしくをお願いします。

(幹事：都市・まちづくり課 井出企画幹兼都市計画係長)

はい。今日は須坂市さんが見えておりますので、須坂市さんから答えさせていただきます。

(柳沢議長)

では須坂市の方、お願いします。

(須坂市 まちづくり課 神林課長補佐兼都市計画係長)

ありがとうございます。須坂市役所まちづくり課の都市計画係長をしております神林久雄と申します。よろしくお願ひいたします。

地域の皆様への説明に関しましては、引き続き丁寧に説明を行ってまいりたいというふうに考えております。具体的な開発は申請がまだ行われておりませんので、今後も丁寧な説明を続けてまいりたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

(宮入委員)

大事なポイントだと思いますので、ぜひよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

(柳沢議長)

ありがとうございました。他にご発言はありませんか。会場の高瀬委員からお願いします。

(高瀬委員)

高瀬でございます。須坂長野東 IC のところなんですけど、ちょうど長野市との境界にあつて長野市側の方は工業用地になっているわけなので、市としてそれぞれ方針が、たぶん長野市は長野市の方針として、このあたりはそこまで文言としてどこにも記載されていないんですけども、県として、例えばここは長野都市計画区域であり、須坂都市計画区域のちょうど境目の部分になるので、県としてこの部分をどういうふうに捉えるかを、双方の位置付けを考えて、もう少し県がどうすべきかということも考えてもよろしいのではないのでしょうか。

もちろん須坂市さんにしてみれば、この須坂長野東 IC は重要な場所であるのでこのマスタープランの文言の中にも入ってくるんですけど、長野都市圏にしてみれば端っこの話なので、そんなに重要なものとしてマスタープランの文言のところに入っていないんですけども。ただ長野県としてこの2つを別々で考えるからいいや、というふうではなくて、須坂都市圏のこの境界部分に関しては、この長野都市圏の方の工業用地であるというような部分とかももうちょっと考慮されて、県として何か方針を少し出していただけるとありがたい

などと思います。

(柳沢議長)

よろしいかな。

(幹事：都市・まちづくり課 井出企画幹兼都市計画係長)

なかなか難しいご質問をいただきました。前段に説明しました須坂都市計画区域のマスタープランは県決定のものでございますが、その中ではこの部分につきましては、ICに近いということで、産業の土地利用を図るような土地としてマスタープランには記載させていただいているところでございます。長野都市計画区域のマスタープランでは、特段ここについては言及してございませんけれども、これから10圏域のマスタープランを改定する予定にしております。その10圏域のマスタープランの中では、長野都市圏というか、10圏域の中に含まれますので、そちらの方で県の意向というか方向性を具体的に示していければと考えております。10圏域のマスタープランにつきまして、今改定作業を行っている段階でございます。4月以降、また今後都市計画審議会でご議論いただきたいと思いますと思っております。

(柳沢議長)

よろしいですか。はい。それではオンラインの酒井さん。

(酒井委員)

酒井です。お願いします。細かいところの確認をしたいんですけど、資料の議5号の新旧対照表で説明されている、議5-39ページあたりからですかね。新旧対照表のところを載せていただいているんですけども、44ページのところの新旧対照表の中で、公園のところの話、整備目標及び配置の方針とかのところの松川緑地の整備の話が書いてあるんですが、次の45ページのところの変更と今回のところで、変更の方では構想であった松川沿いの緑の線が今回のところで全部抜いてあって、ただ、他方、先ほどの1個前のところで整備を図るという言葉が残っていたりとか、ちょっと戻るんですけど、39ページの下水道及び河川の都市計画の決定方針では、河川のところ、「景観とうるおいのある河川環境の整備を図る」というふうなところの中で、次のページの1番下には千曲川、八木沢川等という形で松川の文言が抜かれていたりというふうなことがあるんですけども、一番初めのこのエリアのところの松本の話に、流れとしては一致するようにグリーンインフラ云々の話も入ってはいたのですが、やはりこの場所は長野とも併せて防災のところは改訂版の方では主になっているような感じもあって、こういった公園だったり河川だったりのところが計画から新旧対照表のところでもとなくすっと抜かれて、話として合っているのかわからないというような印象を受けるんですけども、この辺の表から抜いている部分だったりとか書き直しをしている部分だったりとかどうなっているのか、もうちょっと詳しく説明をいただけるとありがたいです。

(柳沢議長)

はい。特に文章のところと 45 ページのこの図が変更されたのが整合性が取れていないのではないかというご趣旨でしょうか。あるいは、文章でも図で構想部分が消えているのに対応はしているけどそれでいいのかという意味でしょうか。

(酒井委員)

では質問を絞ります。議 5-43 では今回のところに追加として「公園、緑地、都市農地など町に存在する様々な緑を柔軟に活用して都市空間へのゆとりを創出する」、これはグリーンインフラ云々に関連した文章として追加されていると思うんですが、他方、その次の 44 のところで松川緑地の整備を図ると書いてある、そのまま残してあるんだけれども、45 ページの図では構想のところさがくっと抜かれていて、これはできあがっているという話なのか、それともできそうにないので抜いてしまっているけど残してあるということなのか、そこに絞って回答をお願いします。

(柳沢議長)

わかりました。ありがとうございます。これは市の方なのかな。質問の趣旨は分かりましたか。

(幹事：都市・まちづくり課 井出企画幹兼都市計画係長)

ありがとうございます。今回のマスタープランの 5-45 ページの都市施設等の配置図でございますが、今回の改定におきまして、この図面のところではあくまで構想の部分は図面の中では抜かせていただいて表示させていただいております。本文の中では方針といたしまして変わらないように、新たに松川緑地の整備を図るとしておりますけれども、なかなか今回の図面の中ではあくまで 10 年以内に整備をするところの部分だけを表示させていただいております。構想として持っている部分は図面の中では抜かせていただいているという状態でございます。ですので、図面では構想の部分だけは抜いているという状態です。

(柳沢議長)

構想としては残っているんですか。

(幹事：都市・まちづくり課 井出企画幹兼都市計画係長)

本文では方針としてやっていくという方針ではございます。ただ図面上では抜かせていただいたということです。

(柳沢議長)

その変更の意味は何ですか。なぜ変更をしたんですかという質問です。

(幹事：都市・まちづくり課 高倉都市・まちづくり課長)

本文の方が決定内容になりますので、新たに松川緑地の整備を図るということを方針として定めております。付図のところは、すみません、付図はあくまで参考ということで示させ

ていただいておりますが、いずれにしても構想ではなくて整備を図ると決定の内容に書いてあるので、これは図示しないといけない内容になりますので、その辺は追記させていただきたいと考えます。以上です。

(柳沢議長)

はい。酒井委員いかがでしょうか。

(酒井委員)

ありがとうございます。図から抜けていた経緯は理解しました。本文の文章に書いてあればそれを決定方針としてというお話であったんですが、そういった意味であれば 5-40 ページのところの、やっぱり 10 年以内ということであるという事情かと思うんですが、松川等という川の名前は抜いて八木沢川等の方に含まれてしまっているのはそういう事情かなとは思いますが、ただ文章の方にそのように明記してあるということで、そういった公園であったり河川環境であったり緑地を利用してという方針が示されているということであれば、納得します。ありがとうございました。

(柳沢議長)

構想、あとの部分も減っていますね。だから同じ構想が消えたのでも意味が違うんだということのようですけど。

(幹事：都市・まちづくり課 高倉都市・まちづくり課長)

最初の方の酒井委員がおっしゃられた河川の方については、松川は概ね改修が終わっているから外しているという意味合いで、緑地の方については活用を図ることなので、決定方針の中に記載したものが内容になります。ですので、付図はあくまで参考とさせていただいておりますが、これについては追記させていただいて、修正をさせていただきたいと思えます。いずれにしても整合が図れていない部分があって大変申し訳ありませんが、文章の方が決定内容なので、ここに応じた内容の図面に替えさせていただきたいと思えます。すみません。

(柳沢議長)

よろしいですか。それではほかにご発言ありませんか。

ではご発言がないようですので、この件についても採決をいたしたいと思えます。縦覧に対する意見書はたくさん出ておりましたが、先ほども申し上げましたようにこの意見書は今回の決定について賛成とか反対とかということではありませんので、この件についても簡易採決ということにいたしたいと思えます。ご異議ございませんね。

それでは、議第 5 号須坂都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について、議第 6 号須坂都市計画区域区分の変更について、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(出席者一同)

「異議なし」という声あり。

(柳沢議長)

はい。異議なしということで原案どおり決定いたしました。

議第 7 号 長野都市計画一団地の官公庁施設の変更について

(柳沢議長)

それでは午前中のもう一つ、ここまで行きたいと思います。議第 7 号長野都市計画一団地の官公庁施設の変更について、説明をお願いします。

(幹事：都市・まちづくり課 井出企画幹兼都市計画係長)

では、引き続き議第 7 号についてご説明させていただきます。

資料の議第 7 と資料 7 は、計画書、新旧対照表、図面等でございますが、説明につきましては、資料 7 のページ番号でいきますと議 7-9 以下で説明させていただきます。スクリーン上にも資料を表示させていただきます。

はじめに、長野都市計画一団地の官公庁施設の過去からの経緯等を説明させていただきます。位置につきましては、図面でございますように、県庁の北側、国の合同庁舎や長野市の中央消防署が立地している区域でございます。都市計画の決定の背景といたしましては、かつての長野刑務所の跡地の土地利用として、官公庁の集約化による公務の効率化と公衆の利便の増進、土地の高度利用、建物の不燃化の促進を図ることを目的といたしまして、昭和 36 年に最初の都市計画決定がされました。その後 4 回の都市計画変更を経て、現在に至っております。

都市計画決定区域は県庁大門町線を挟んで西と東に分かれておりまして、西側の地区には、現在長野第一合同庁舎、長野法務合同庁舎、長野裁判所合同庁舎が立地しております。資料においてかっこ書きの記述がございますが、それが建物が建築された年になります。東側の地区には、長野第二地方合同庁舎と長野市の中央消防署が現在立地しております。

下段の過去の都市計画変更でございますが、昭和 36 年に長野刑務所移転後の跡地利用としての一団地の官公庁施設を都市計画決定いたしました。当時は、行政合同庁舎、法務合同庁舎、長野拘置所庁舎、長野少年鑑別所庁舎、裁判合同庁舎、市体育館が建設予定の建物として都市計画決定図書に記載されております。その後、昭和 38 年に事業の具体化に伴う若干の区域変更と、建設される建物として市体育館を廃止し、勤労者福祉センターが追加となり、それぞれの施設が建設されております。昭和 62 年には長野第二地方合同庁舎建設のため、都市計画として長野第二地方合同庁舎を追加し、団地広場の縮小を行いました。平成 6 年には裁判所合同庁舎の増築分が追加となりまして、平成 27 年には中央消防署を追加し、勤労者福祉センターを廃止しております。

先ほどご説明したとおり、区域内に立地している建物は国又は市の施設となっておりますが、都市計画の決定権者は県であることから、国や市の施設の建て替え等を行う際には、県

で都市計画の変更を行ってきた経緯がございます。

次ページの議 7-10 をご覧ください。今回の都市計画の変更理由でございますが、長野第一合同庁舎と長野法務合同庁舎について、建物の老朽化や必要な耐震性能を有していないという課題もございまして、施設管理者である国で庁舎の建て替え計画が具体化されました。また、単独庁舎であり一団地の官公庁施設の区域外に立地しております長野地方気象台につきまして、その機能を一団地の官公庁施設内に集約化する方針が示されました。このことから、庁舎の建て替えにおいて、各施設の配置区域と管理者を明確にするとともに、県と市のまちづくりの方針と合うような建築物の形態、意匠、土地利用を図るため、今回の変更を行うものでございます。

下段に、計画書の変更箇所について、新旧対照表を載せてございます。左側が従前の計画書で右側が変更案になります。変更の一箇所目は、建築物の限度の備考欄の壁面の限度になります。従前の計画書では、区域中央の道路から壁面後退線を設けておりましたが、車寄せに関しては8mを超えない範囲において突出部を造ることができるとしておりました。今回の変更におきましては、県や市のウォークアブルなまちづくりの方針や、公共交通や自転車を利用して庁舎を訪れる人の利便性向上のため、雨よけや駐輪場等の設置を許容するため、壁面を有しない平屋の付属建築物は壁面後退線から道路側に8mを超えない範囲において造ることができる、と記載を変更しています。

その他変更点は、配置の方針の建築物の欄になります。従前は建物名とその建物の構造、建築面積、延べ面積が列記されておりました。そのため、建物の建て替えや増築を行う毎に都市計画の変更が必要となる状態でもございました。また、建物の意匠等の方針は記載されていなかったため、周辺の住環境や景観に調和した建物となるかは都市計画では担保されておりませんでした。そのため、今回の見直しでは、区域を3つに区切り、それぞれの施設の概ねの位置とその管理者を記載し、区域内での適切な土地利用を図るとともに、周辺の良好な環境や景観に調和した建築物であること等の記載を追記し、周辺の住環境や景観に調和した施設整備を都市計画として担保するとともに、県や市のまちづくりの方針に沿った施設整備ができるような都市計画としております。

議 7-11 ページをご覧ください。計画図につきまして、黄色、オレンジ、赤で網掛けをしているとおり、それぞれの敷地、黄色の部分が第1号地、オレンジの部分が第2号地、赤の部分が第3号地として明記してございます。なお、長野地方気象台の機能をあらたに集約しますが、現在の区域内におきまして、収容人員や機能に対して十分な広さの建物が建築可能であるため、区域の変更はありません。

資料の下段は建て替え後の施設の配置予定図でございます。お示ししているように、長野第一地方合同庁舎A棟及びB棟と長野地方検察庁の計3棟が新しく建替えられる予定でございます。建物以外の部分は、駐車場や広い緑地などが整備される予定でございます。

議 7-12 をご覧ください。都市計画の変更案に対する意見等でございますが、10月に予定しておりました公聴会は申出がなかったため中止としました。その後、国への事前協議を行いまして、異存なしとの回答をいただいております。今年1月に案の縦覧を行いましたが、意見書の提出はございませんでした。市町村意見聴取につきましては、長野市から異存なしとの回答をいただいております。本日の都市計画審議会の議決を経て、4月に国の本協議を

行った後、速やかに決定告示を行う予定であります。

以上で、議第7号長野都市計画一団地の官公庁施設の変更についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(柳沢議長)

はい。それではご意見、ご質問いただきたいと思います。この件は一団地の官公庁施設という、独特の都市計画決定事項なんですね。かなり古い制度で非常に細かいことまで都市計画の内容として決め込むということをこれまで、昔はやってきたので、それを今回少し合理化するという感じですね。それではご質問、ご意見ありましたらお願いします。

これはもう設計は一応終わっているんですか。

(幹事：都市・まちづくり課 井出企画幹兼都市計画係長)

はい。設計はだいたい終わってきておまして、都市計画決定が行われたあと、令和4年度から工事の着手を行うと聞いております。

(柳沢議長)

はい。設計図を見ながらそれをくくるような形で配置がされている。7-11 というのはその設計内容に沿うように書かれているという感じですね。

(幹事：都市・まちづくり課 井出企画幹兼都市計画係長)

そうです。

(柳沢議長)

これで配置を間違えちゃうと都市計画違反になっちゃうから気を付けないといけないと。よろしいでしょうか。

(柳町委員)

すみません、柳町です。

(柳沢議長)

どうぞ。

(柳町委員)

議 7-11 の上でご説明されていたのがよく聞き取れなかったもので、長野地方気象台については何とおっしゃっていたのでしょうか。すみません、ご説明いただけますか。

(幹事：都市・まちづくり課 井出企画幹兼都市計画係長)

長野地方気象台については、現在別の位置に建物等がございます。そちらの方もかなり老朽化しておまして、今回この一団地の官公庁施設の中に移転することで計画されております。

す。

(柳町委員)

はい。まだ具体的にどこの場所かは決まっていないということでしょうか。移転先ですね、この一団地の中のどこか。

(幹事：都市・まちづくり課 井出企画幹兼都市計画係長)

新しい長野第1地方合同庁舎というのが建つのですが、その中に入る予定になっておりません。

(柳町委員)

わかりました。建物が変わるとまた都市計画の変更をしないといけないので具体的な建物名は記載しないということだったのですが、予定として何が建つかというようなことは大事なことではあると思うんですね。それで、例えば、地方気象台には観測機器があると思うのですが、ああいうのを移すわけではなくて、事務的な場所を合同庁舎の中に移転するという理解でよろしいでしょうか。

(幹事：都市・まちづくり課 井出企画幹兼都市計画係長)

はい。観測機器につきましては、今までずっと観測してきた地点で継続する必要があるということで、今までと同様の位置でございます。気象台の職員の方だけ第一合同庁舎に来るという形になります。

(柳町委員)

わかりました。建物は議 7-11 施設配置図（予定）の左側に書いてある3つの建物が現在計画中で、図の下に「現在設計中のため変更の可能性あり」と書いてあるのですが、こういうのは審議会ではあずかり知らないことということでよろしいでしょうか。

(幹事：都市・まちづくり課 井出企画幹兼都市計画係長)

資料の中で設計中のため変更の可能性ありと記載がございますが、設計は固まっております、この配置は変わりません。申し訳ありません、資料の修正をさせていただきたいと思っております。

(柳沢議長)

決定図書の中にはそんなこと書いていないよね。

(幹事：都市・まちづくり課 井出企画幹兼都市計画係長)

計画書の中には一切そのようなことは書いておりません。

(柳沢議長)

はい。大事なご指摘ありがとうございました。よろしいでしょうか。

(柳町委員)

はい。ありがとうございました。

(柳沢議長)

どうもありがとうございました。ほかにご発言ございませんか。

(宮入委員)

宮入ですがよろしいですか。

(柳沢議長)

どうぞ。

(宮入委員)

よろしく申し上げます。今ちょうど図面が映っているのですが、緑地について考えを伺いたいと思います。今、敷地の中で団地広場も1カ所ということですが、今回各区域を分けながら、いわゆるゾーニングという形になっているんですが、ベージュ色に着色されているようなこういった場所に緑地といいますか、広場を設けるといってお考えはないのかということ伺いたいのですが。というのは、ちょうど中央に県庁大門町線があるので、分断されたような状況になっているので、緑地広場はこういった機能としてはそれぞれにあった方が理想的ではないかと感じたものですから、その配置について1点。

もう一つは1,600㎡の面積というふうに面積も計画書に記載されていますが、こういったお考えで出されていたのかということで、お考えをお聞きできればと思います。よろしく申し上げます。

(幹事：都市・まちづくり課 井出企画幹兼都市計画係長)

はい。右側の団地広場については、既にできあがって現在あるものでございます。ベージュ色の部分につきまして、建物以外がかなり広く空いているような形になっておりますが、ここの部分には駐車場とかなり広い緑地が計画されております。今回パース等をお示しできればわかりやすかったのですが、国の方で資料として出すのは控えていただきたいということがございまして、実はこのベージュ色のところにはかなり広い緑地が整備される予定でございます。

2点目のご質問はどういうものでしたか。

(宮入委員)

公園及び緑地の面積の中で「団地広場面積約1,600㎡を確保し」という、ちょうど書類の真ん中に書いてありますけれども、これは変更されていないんですが、こういったお考えでこの1,600㎡というような面積が出されているのか、計算上のお考えがあればお伺いでき

ばと、そういう意味です。

(幹事：都市・まちづくり課 井出企画幹兼都市計画係長)

ここの1,600㎡というのは従前から変わっていないのですが、議7-11で、緑色でくくられた団地広場のことを指しております、ここの面積は今回変えないので従前と変わらないという形になっております。

(宮入委員)

わかりました。おそらく民間の開発では長野市の方でも事業所等の緑化義務、緑化計画の届出ということで敷地面積の10%でしたかね、緑地を確保するよということによって民間に求めていらっしゃることを伺っておりますので、ぜひ先ほどお話ありましたようにベージュ色の部分の緑地帯を多く取りますという話がありましたけれども、緑化には文書にもありませんとお務めていただけるとありがたいと思いましたが、面積につきましてはそういった意味で何かお考えがあればと思って聞いたものですから、こだわっておりませんので、緑化に力を入れていただければありがたいと思います。以上です。

(柳沢議長)

ありがとうございました。計画書ではこの団地広場だけが明示されていますが、具体的な設計の中ではこれとは別に一定の面積の緑地が確保される見込みであると。ただ、計画書の中ではそれが位置付けられてはいないと。そこまで詰めるまでにはいかなかったということですので。ありがとうございました。

それでは他にはご発言ありませんか。羽鳥委員どうぞ。

(羽鳥委員)

質問なんです、今回新しく変わるところは、議7-11の黄色く色がついているところが第1号地でこれが1.9haあり、橙のところは2号地で、赤が3号地で0.3haあるよということを決め、ここにその議7-10の下のようにざっくりとした景観に配慮した建築物を造るということを決めるということですか。細かくこの下に配置図がありますが、計画書、計画図、変更箇所というのを見ていくと、黄色と赤と橙の面積と用地を決める。

(柳沢議長)

書きっぷりは大きく変わりましたよね、新旧で。図面についてはどこが変わったのかと。そういうご質問ですね。

(羽鳥委員)

ここの書きっぷりを見ると、赤と橙と黄色の大きさを決めるよと。

(柳沢議長)

だから7-11の上と下は、これは計画としてはどこが変わったのかというご指摘ですか。

(羽鳥委員)

議 7-10 の新というところの、表というか新しいところに、建物の、配置の方針で建築物というものがあって、赤字で書かれていますけれども。これが1、2、3号地とあります。それが議 7-11 の右上の資料 7-3 の黄色、橙、赤という位置だよ、ということですよね、まずは。その中に、下の周辺の良好な環境や景観に配慮してこの建築物をここに造りますよということを決定するということですよ。

(幹事：都市・まちづくり課 井出企画幹兼都市計画係長)

はい。まず議 7-10 が決定の計画書、古いものと新しいものになりまして、赤字で書いた部分のように今回計画書として決定するという形になります。その図面としては、議 7-11 の上側が計画図という形になりますけど、今回計画図の中で面積、全体の形は変わらないんですが、第1号地、第2号地、第3号地をこの位置にしますというのを計画図で決定させていただくという形です。

(羽鳥委員)

1号、2号、3号がここですよ、というふうに決めるのが今回の変更ですね。

(幹事：都市・まちづくり課 井出企画幹兼都市計画係長)

そうです。

(柳沢議長)

すみません、私も間違えた。上の 7-11 が一応言葉で書かれているものとの対応で、具体的な建物の配置まで、7-10 の表の下に1行書いてありますよね。「区域並びに公共施設、公益的施設及び建築物の配置は計画図表示のとおり」と1行書いてあります。この計画図表示というのが7-11 の下の図なんだということでもいいのですか。

(幹事：都市・まちづくり課 井出企画幹兼都市計画係長)

7-10 の欄外に建物の配置等は計画図表示のとおりとありますが、その計画図が7-11 上側の第1号地、第2号地、第3号地という図面でございます。

(柳沢議長)

建物の配置は上の図ではないじゃない。建物の配置だけ改めて書いたということでしょう。

(幹事：都市・まちづくり課 井出企画幹兼都市計画係長)

正式な図面は、資料戻っていただいて議 7-7 と 7-8 が正式な図面でございます。議 7-7 は総括図になりまして、議 7-8 が計画図になります。今回は今現在の図面で1号地、2号地、3号地の区域のところを決めさせていただいておりますので、そのような形の計画図になっております。建物の配置といたしましては、参考図といたしまして縦覧の案につけてござい

ますが、計画図としては議 7-8 の図面になります。

(柳沢議長)

そうですか。では建物自体の配置は正式な計画内容ではないの。

(幹事：都市・まちづくり課 井出企画幹兼都市計画係長)

建物自体の配置につきましては、正式な計画図ではございませんで、あくまで参考図という形でございます。

(柳沢議長)

それまでは計画対象だったけど、今回それを丸めたということかな。

(幹事：都市・まちづくり課 井出企画幹兼都市計画係長)

従前の状態だと建物の改築等があるたびに都市計画の変更手続きが必要になるような形ですが、今回それを1号地、2号地、3号地ということで、従前の細かい建物を区分にまとめさせていただいているという状態です。

(柳沢議長)

わかりました。議 7-4 が1番わかりやすいね。議 7-4 の図が2つあって、上が旧、下が新。前は建物の配置までが決定対象であり、今回は区域だけを決定対象にしたと。先ほど来説明があった建物の配置についてはあくまでも参考だと、そういうことですね。羽鳥さんよろしいですか。

(羽鳥委員)

そうしたときに底の部分が出ますと言ってもらっちゃいますが、議 7-10 の新のところですが、上の方に建築物（密度）の限度というところの建蔽率容積率の右側に備考がありまして、そこに「別紙図面表示のとおり。ただし、壁面を有しない平屋の附属建築物は壁面後退線から道路側に8mを超えない範囲において造ることができる」と書いてあるので、壁面後退線というのは議 7-11 下の図によりますと壁面後退が県庁大門町線から15mはある。おそらく黄色の第1号地の黄色のところは15mを●●ものではないと思うんですけど、そこから先、道路側に8mは出してもいいよと、そこに附属建築物を建ててもいいよとなるんですが、そうするとこの 7-11 の下の欄では薄い肌色みたいなもので黄色の第1号地よりもはみ出た部分に肌色の部分がでていますが、今回その部分はこういう文言で自由に造れるものなのかというのが疑問に思いました。ご説明いただければと思います。

(幹事：都市・まちづくり課 井出企画幹兼都市計画係長)

はい。議 7-11 の上段が計画図で正式な図面でございますで、そこにも壁面後退は道路より15mというように示しております。それは従前と変わりなく示しております。計画書の備考欄に言葉を追記してございますが、壁面のある建物はその壁面後退の位置になりますが、

例えば平屋の屋根付きの壁面のない駐車場や駐輪場ですとかそういったものにつきましては、赤字で書いてありますとおり壁面後退線から道路側に8mを超えない範囲で造ることができるということになります。

(羽鳥委員)

できればいいんですけど、黄色いところからはみ出ているので、今回自由に建物が、審議会を経なくても都市計画決定をしなくても建てられるところが黄色ですとおっしゃっているのに、それよりはみ出たところは何も変わっていないということですよ、今までの都市計画決定のままのところに、例えば駐輪場とか建てるということが備考の文言でできるのであればいいんですが、ちょっと疑問に思ったので質問させていただきました。

(柳沢議長)

よろしいですか。

(幹事：都市・まちづくり課 井出企画幹兼都市計画係長)

壁のない平屋の駐輪場等は、8mを超えない範囲で壁面後退線の中にも建てられるということになります。

(柳沢議長)

今回そこをかなり緩和したと。

(幹事：都市・まちづくり課 井出企画幹兼都市計画係長)

若干緩和しております。

(柳沢議長)

付属建築物ならいいよということですね。よろしいですか。

(羽鳥委員)

はい。ありがとうございました。

(柳沢議長)

他にご発言ありませんか。

(柳町委員)

柳町ですが、よろしいでしょうか。

(柳沢議長)

どうぞ。

(柳町委員)

先ほどご説明になったところを蒸し返すようで大変申し訳ないのですが、議 7-10 の計画書、計画図の変更箇所を表があります。表の下に「区域並びに公共施設、公益的施設及び建築物の配置は計画図表示のとおり」と書いてありますが、建物の配置については少なくとも計画図には表示されていないということにはなりませんか。

(柳沢議長)

そうですね。ちょっと持ち帰って検討したほうがいいんじゃないの。整合が若干乱れているかもしれない。

(幹事：都市・まちづくり課 高倉都市・まちづくり課長)

この内容ですと、配置の方針なので配置がないというご指摘なので、区域自体は1号地、2号地、3号地ですが、配置の方針が配置の先ほどの参考図だと言ったものがないと配置にならないので、その辺は国の都市計画を所管しているところにお聞きして、その辺がこのままで読めるのかどうかということを確認させていただきたいと思います。

いずれにしても先ほど申し上げておき、もともと細かく、例えば何人働いてどのくらいの面積が必要だというようにやってきたようなものなので、その度ごとにいわゆる何となく計画されたものをただ追従して審議いただくような形というのはよろしくないと思ったので、今回こういう形にさせていただきました。一度国にもお聞きしてこれで問題ないとしたのですが、再度確認をさせていただくということだけ、今回それも含めてご審議いただきたいと思います。

(柳沢議長)

そうしたら時間的な問題もあるわけね。もし今のことで関係方面と協議して必要な修正が整った場合は、もう1回審議会なしでもよしということをやっていただきたいという意味ですか。

(幹事：都市・まちづくり課 高倉都市・まちづくり課長)

はい。

(柳沢議長)

皆さんよろしいでしょうか。今整合が取れていないことがはっきりしていますので、7-11 の下の図がそもそも計画図書なのかどうかというあたりをはっきりさせて、先ほど柳町委員ご指摘の表の下の1行の表現を変えるということがあるかもわかりませんが、整合をとるといふ形のところであれば OK ということにしたいと。それを含めてご了解いただければと思います。柳町委員、それでよろしいですか。

(柳町委員)

はい。

(柳沢議長)

他の皆さんもご異議なければそういうことにしたいと思います。少し変則ですがもう1回このことで数か月決定が延びるということになると、全体にかなりの影響があるようです。

それではやや変則ですが、そういう事後処理も含めましてこの件についてご了承いただくということでご異議ございませんか。

(出席者一同)

「異議なし」という声あり。

(柳沢議長)

ではそういうことにいたします。以上で午前中は終了いたしました。少し時間が延びましたので、当初1時再開の予定でしたが1時半ということにいたします。よろしくお願ひします。午前中は以上で終了いたします。

議第8号 下諏訪都市計画道路の変更について

(柳沢議長)

それでは再開をいたします。議第8号下諏訪都市計画道路の変更についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。

(幹事：都市・まちづくり課 宮崎課長補佐兼まちなみ整備係長)

都市・まちづくり課まちなみ整備係の宮崎でございます。議第8号下諏訪都市計画道路の変更について、ご説明させていただきます。着座にて説明させていただきます。よろしくお願ひいたします。議案は、議8-1ページから8-4ページ、説明資料は議8-5ページから8-14ページとなります。

議8-2ページ、上段をご覧ください。今回の変更は、3・4・12号赤砂東山田線の変更を行うもので、既に決定されている都市計画道路について、沿道の土地利用を考慮し、詳細な設計を進める中で、法面の管理方法等が定まり道路の区域が明確になったことから、都市計画道路の区域を変更するものでございます。

下段をご覧ください。変更前と変更後の都市計画決定を対比した表になります。今回の変更は都市計画道路の区域を変更するものであり、起終点や延長、幅員、構造等に変更はありません。

議8-3ページをご覧ください。こちらは、変更理由書になります。令和2年に一度都市計画決定しておりますが、その際は法面の管理方法等が決まっておらず、道路の区域が明確となっていなかったため、本線部の幅員分の区域のみ決定しておりました。その後、沿道の土地利用等を考慮し、詳細な設計を進める中で、法面の管理方法等が定まり道路の区域が明確となったことから、今回都市計画区域の変更を行うものです。

議 8-5 ページから変更の内容についてご説明します。議 8-5 ページ、資料 8-1 をご覧ください。スクリーンにも下諏訪都市計画道路の総括図を示しております。この総括図で説明させていただきます。

今回、変更を行う 3・4・12 号赤砂東山田線の概要をご説明します。3・4・12 号赤砂東山田線は、下諏訪町字上赤砂の都市計画道路 3・4・8 号田中線、県道岡谷下諏訪線ですが、これを起点に、都市計画道路 3・5・2 号大社本通線、国道 20 号になりますが、これを經由し、下諏訪町社字オケ久保の都市計画道路 3・5・6 号高木東山田線、これが国道 20 号バイパスになりますが、これに接続する道路で、主要幹線道路のネットワークを結節させ、市街地西側における南北の交通を担う道路になります。昭和 47 年に都市計画決定されたあと、令和 2 年に 3・5・6 号高木東山田線の交差点計画に整合させるために終点を変更するとともに、周辺の土地利用状況及び地形の関係から、幅員及び線形を変更しております。総延長 2,500m のうち、起点から 3・5・2 号大社本通線までの区間については、砥川西土地区画整理事業により昭和 56 年に計画幅員 16m で整備済みです。未整備となっている 3・5・2 号大社本通線から 3・5・6 号高木東山田線までの約 1,380m 間は現道がない区間となっておりますが、まちづくり、都市防災機能及び交通機能の観点から必要性が高く、下諏訪北小学校及び下諏訪中学校への通学路として利用が見込まれることから、安心安全な歩行者空間の確保に寄与することが期待され、現在、事業実施中である 3・5・6 号高木東山田線、国道 20 号バイパスになりますが、そこに合わせた整備が必要となっております。

議 8-6 ページから 8-8 ページ、資料 8-2-1 から資料 8-2-3 をご覧ください。今回、変更を行う路線の計画図を添付しております。このうち、資料の議 8-7 ページと 8-8 ページが変更を行う区間の計画図となります。

拡大した図面で、今回の変更内容についてご説明いたします。議 8-9 ページをご覧ください。平面図上の A-A 部の横断図を右に示しております。この区間は、道路の高さが現況地盤より高くなりますが、地形上窪地となる箇所があり、将来的にその窪地を埋めた土地利用が検討されていることから、道路両端に L 型の擁壁を設置し道路を盛り立てる構造としております。今回の変更は、この構造物及び排水のための側溝等の影響幅を考慮し、横断図の青色でお示した現在の都市計画道路区域を赤色の区域に変更するものとなっております。

続きまして、議 8-10 ページをご覧ください。平面図上の B-B 部の横断図を右上に示しております。この区間は 3・5・6 号高木東山田線への接続のため、道路の高さが徐々に現況地盤より高くなっております。また、終点側は橋梁構造となっております。しかしながら、この周辺の土地は斜面で、起点側のように周辺の土地を埋め立てて土地利用を行うことができないことから、経済性等を考慮し、法面による盛土構造としております。今回の変更は、この法面及び排水のための側溝、橋梁等の影響幅を考慮し、横断図の青色でお示した現在の都市計画道路区域を赤色の区域に変更するものでございます。以上のように、今回の変更は擁壁や法面等による影響幅を考慮し、現在の都市計画区域を変更するものであります。

続きまして、議 8-11 ページをご覧ください。今回変更を行う区間の縦断図をお示しております。起点から町道東山田西山田線の交差点までは、道路も勾配の緩やかな箇所が多く、沿道の土地利用も見込めることから、L 型の擁壁を使用した盛土構造となっております。町道東山田西山田線の交差点から終点側につきましては、国道 20 号バイパスへの接続のため、

6～7%の勾配となります。

続きまして、議 8-12 ページをご覧ください。こちらは 3・4・12 号赤砂東山田線と 3・5・2 号大社本通線との交差点の図面となります。橙色が歩道、緑色が緑地及び中央分離帯、紫色が盛土及び切土、灰色が構造物、水色が水路を示しております。

議 8-13 ページは 3・4・12 号赤砂東山田線と 3・5・6 号高木東山田線との交差点の図面となります。これらの図面を用いまして、令和元年に長野県公安委員会と交差点形状について協議を行っており、都市計画決定については、令和 4 年 1 月に異存がない旨の回答をいただいております。

続きまして、議 8-14 ページをご覧ください。都市計画案の縦覧の際、意見書が 1 件提出されており、その要旨及び見解をお示ししております。意見の要旨ですが、電動車椅子利用者の方から、「既存の歩道は、車道から歩道へ進行する時の勾配と傾斜により車椅子が不安定な状態に陥り、転倒事故になる危険性があります。車椅子利用者としては、勾配がなく、フラット形式歩道に変更して誰もが通行しやすい歩道整備を実現させて頂きたい。下諏訪町の役場周辺の道路整備や通称ジャスコ通りの歩道整備を町役場建設課へ申し出ており、都度、短距離の補修工事は実施して下さいますが、広範囲な補修工事には莫大な費用が掛かるため着手出来ない状態です。また、下諏訪町で生まれ育った方々から「開発しないで」という声を聴きます。開発によって、土砂崩れなどが心配されます。慎重な対応を望みます。」というものでございます。

意見に対する見解ですが、「歩道の形式は、視覚障がい者の歩車道境界の識別、車椅子利用者の円滑な通行等に十分配慮する必要があるため、歩車道を縁石によって分離する場合の形式は、セミフラット形式とすることを基本としております。今回、変更を行います 3・4・12 号赤砂東山田線につきましても、歩道はセミフラット形式を採用しております。道路整備や歩道の修繕に関するご要望につきましては、今回の都市計画道路の変更の対象区間ではないため、早速、道路管理者である長野県諏訪建設事務所及び下諏訪町役場へ伝えております。今回、変更を行う 3・4・12 号赤砂東山田線につきましては、県道岡谷下諏訪線、国道 20 号及び国道 20 号下諏訪岡谷バイパスを結び、下諏訪町の幹線道路ネットワークを構築する重要な路線であります。また、都市防災機能及び交通機能の観点からも必要性が高く、安心安全な歩行者空間の確保に寄与することも期待されるため、本路線の整備が必要と考えております。道路ができたことにより土砂崩れ等の災害が発生しないよう、安全な構造で計画をしておりますが、引き続き丁寧な対応により地域住民の皆様に安心していただけるよう、計画をしている長野県諏訪建設事務所へ伝えてまいります。」でございます。

最後に、戻りますが議 8-4 ページをご覧ください。都市計画の策定の経緯の概要になります。本件につきましては、令和 3 年 10 月に地域で説明会を行い、その後、都市計画法第 16 条に基づく公聴会を令和 4 年 1 月 30 日に予定しておりましたが、公述の申出がなかったため中止となりました。令和 4 年 2 月 18 日から 3 月 4 日まで、都市計画案の公告縦覧を行い、意見書の受付を行いました。先ほどもご説明したとおり、意見書が 1 件提出されております。また、下諏訪町への意見聴取を行い、令和 4 年 3 月 1 日付けで、案のとおり異議がない旨、回答をいただいております。

説明は以上になります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

(柳沢議長)

はい。ご苦労様でした。最初に確認ですが、昭和 47 年に当初決定があつて、当初決定が線形を決めただけで高さ関係とか構造は決まっていなかったと。今回その辺が詰まってきたので、その内容に合わせて必要な修正をするという感じですね。

ご質問、ご意見ありましたらお願いいたします。

ございませんか。では私から 1 点だけ。今まで線形が決まっていて、平面かもしれないし少し上の方に行くのかもしれないしということで、線の位置だけ決まっていたんですが、今回部分的には地面に近いところがあるけど、全体としてはかなり地面から離れて道路面ができるという形になりましたよね。そうすると、接する敷地との関係は平面とはだいぶ意味が変わってくるんだけど、その辺に地元から何の意見も出なかったのかということと、そういう場所は実際道路整備のあとはどういう姿になるのでしょうか。ブチブチと切ったままというわけにはいかない感じがするんだけど、そこら辺の考え方を教えてください。

(幹事：都市・まちづくり課 宮崎課長補佐兼まちなみ整備係長)

はい。今の議長のご質問ですが、議 8-9 ページに横断図がございますが、地元説明会を開催する中で、先ほど説明の中でもお話いたしました、沿道利用が窪地になったり、沿道利用を考える中で、法面の形式ではなくて擁壁でやってほしいというような、そうしますと土地利用も地元の皆さんが考えられるということでそんな意見をいただく中で構造を決めさせていただいております。

(柳沢議長)

むしろ地元から擁壁で仕上げるような形の方が好ましいと。

(幹事：都市・まちづくり課 宮崎課長補佐兼まちなみ整備係長)

はい、そうです。

(柳沢議長)

そうですか。はい。どうぞ、他にご発言ありませんか。

それではよろしいでしょうか。ご意見がないようですので、採決したいと思います。

この件も意見が出ておりますが、先ほど説明がありましたように反対意見ということではありませんので、簡易採決ということにいたしたいと思います。

議第 8 号について、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(出席者一同)

「異議なし」という声あり。

(柳沢議長)

ありがとうございます。異議ないということですので原案どおり決定いたしました。

議第9号 松本都市計画区域のうち建築基準法の規定に基づくその他の処理施設（一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設）の用途に供する敷地の位置について

(柳沢議長)

続きまして、議第9号の松本都市計画区域のうち建築基準法の規定に基づくその他の処理施設（一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設）の用途に供する敷地の位置について、説明をお願いします。

(幹事：都市・まちづくり課 高倉都市・まちづくり課長)

すみません、この案件は松本市さんで説明をさせていただきます。若干準備にお時間をいただきたいと思います。

(柳沢議長)

はい。

(幹事：都市・まちづくり課 高倉都市・まちづくり課長)

度々すみません。議第9号は建築基準法の基準に基づき特定行政庁が付議する案件となりますが、委員さんも変わられておりますので、ご審議いただきます前に担当の県建築住宅課からこの案件について概要を説明させていただいたあと、松本市から説明させていただきます。

(柳沢議長)

ではお願いします。

(幹事：建築住宅課 土屋課長補佐兼指導審査係長)

建築住宅課の土屋と申します。私の方から都市計画審議会と建築基準法、特定行政庁の関係についてご説明させていただきます。座って説明させていただきます。

それでは、別冊資料の1ページをご覧くださいと思います。建築基準法における都市計画審議会の審議事項でございます。建築基準法では都市計画の土地利用計画との密接な関連から建築物等の形態等を規制する区域等の決定、規制値の決定、特殊な建築物の位置の決定について、上位法である都市計画法に基づく審議会の議を経る、又は意見を聴くことを法律で定めてございます。都市計画審議会において審議いただく内容につきましてはそちらの一覧表のとおりとなっております。本日第9号議案としてご審議をお願いするものにつきましては、表の上から4番目、法第51条第1項、「特定行政庁が都市計画区域内において卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置について支障がないとして許可するもの」でありまして、審議方法については「議を経る」となっております。一覧表は次の2ページまで続いてございますが、主にご審議いただくのは、県内事例が「あり」となっているもので

ございます。

次に3ページをご覧ください。先ほどの表に「特定行政庁が・・・」という記述がございましたので、特定行政庁について、改めて触れさせていただきます。建築基準法では、確認申請、許認可、違反是正等を司る、一定の要件に基づく行政機関を特定行政庁としており、一定要件につきましては(1)に記載のとおりでございます。建築主事を置く市町村の長が特定行政庁となることとなっておりますが、その内容につきましては(2)の表をご覧くださいいただければと思います。

1番上ですけれども、建築基準法第4条で、人口が25万人以上の市は設置義務が定められており、長野市は建築主事を置かなければならず、長野市長が特定行政庁となっております。また、市町村は任意で建築主事を設けることができるとされており、松本市、上田市は任意で設置してございまして、それぞれ市長が特定行政庁となっております。その他、限定事務についても建築主事を置くことができるとされており、記載1番下の4市において建築主事が設置されており、限定特定行政庁となっている状況でございます。このほか建築主事が置かれていない市町村につきましては、県が建築主事を置くこととされており、知事が特定行政庁となっている状況でございます。

次に(3)ですが、特定行政庁と都市計画審議会との関係についての内容でございます。上記で長野市、松本市、上田市は特定行政庁であると説明させていただきましたが、法第51条の許可に関しましては、その施設の用途に応じて、県の都市計画審議会又は市の都市計画審議会の議を経るということで分かれておりまして、そのところの記載が次のページ、4ページをお開きいただきますと、22条の抜粋でございますが、下線部にその内容が示されております。こちらについては、法第51条の許可の概要のところでは詳細に説明させていただきます。

(4)では、先ほど4市が限定特定行政庁と説明させていただきましたが、その所管事務について記載してございます。①、②の建築物、工作物の確認等の業務については限定特定行政庁が行うことができることになってございますが、先ほどの1の一覧表に掲げる許可についてはできないこととなっているため、県が県の都市計画審議会の議を経ることとなっております。

次に5ページをご覧ください。ここで、本日も審議いただきます法第51条の許可の概要についてご説明させていただきます。まず、ア規制の概要ですが、法第51条では、都市計画区域内において卸売市場、火葬場、廃棄物処理場等の建築物については、その位置が都市計画で決定されていなければ、新築、増築することができないこととされております。ただし、その位置を定めることが不可能ないし不適當な場合は、例外的な措置として、本都市計画審議会の議を経て、都市計画上支障とないと認めた場合は許可し、建築することができることとなっております。位置を定めることが不可能ないし不適當な場合につきましては、四角で囲われた部分に記載しておりますが、産業廃棄物処理施設等については、事業者が自ら処理を行うか、又は業として行っている施設で処理しているのが一般的であり、都市計画上不可欠な施設であります。時代の変遷によりその必要性が変化し、また恒久性等の観点から、都市計画で位置付けることが適當でないと考えられ、法第51条のただし書において、各々の計画ごと判断している状況となっております。

次に、イ規制の対象となる建築物についてですが、法第 51 条本文に記載されております卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場のほか、政令で以下の施設が定められております。

①は一般廃棄物処理施設で、ごみ処理施設であれば、1日あたりの処理能力が5 t以上のもの、焼却施設であれば、1時間 200kg 以上の能力があるか、火格子面積が2 m²以上の場合に許可が必要となります。②は産業廃棄物処理施設ですが、廃棄物処理法施行令で定められております、以下から6ページまでの施設で、それぞれの能力が表の右欄に書かれているものが対象となります。また、③の廃油処理施設も対象となっております。

次に7ページをご覧くださいと思いますが、(2) 付議すべき都市計画審議会についてでございます。先ほど3ページのところで少し触れさせていただきましたが、法第 51 条の許可につきましては、その施設が、都市計画法第 15 条の規定により、県が定めるべき施設であるかどうかによって分かれており、広域の見地から決定すべき産業廃棄物処理施設については、県の都市計画審議会で審議することとなっております。ちなみに、一般廃棄物処理施設については市が定める施設となっているため、市の都市計画審議会で審議するものとなっております。

次に(3) 他法令との関係についてです。産業廃棄物処理施設については、概ね以下のア、イ、ウの3つについて、同時に審査されてございます。まず、廃棄物の処理及び清掃に関する法律についてですが、本申請と併せて、法律第 15 条に基づく設置許可申請がされることとなります。この手続きにおいては、許可申請前に事前審査が行われ、支障がないと判断されたもののみ、この審議会で審議することとなっております。また、公害関係法令につきましては、水質汚濁防止法、大気汚染防止法、騒音規制法等の規定がございしますが、これについても、上記申請の中で法律上支障がないことを確認してございます。また、消防法についても建築基準法第 93 条により、許認可をする際は消防長等の同意が必要となっており、こちらも支障がないことを確認しております。このほか、立地条件によっては河川法、農地法等の法律の規制がかかることがございますが、この場合においても所管する行政機関に確認し、支障がないと確認されたものを、この審議会に付議することとしてございます。

次に8ページをお開きください。(4) 位置についての判断基準についてでございます。その位置について都市計画上支障がないと判断するための項目等を定めたものですが、これにつきましては、9ページに都市計画運用指針の抜粋を掲載しておりますが、この指針を参考に判断基準、まったく同じものではございませんが、定めております。まず大きく4項目に分けており、周囲の状況、環境への配慮、運搬車両の周辺への影響、景観への配慮としてございます。

まず、周囲の状況については、環境への影響が大きいので、判断基準を3つ分けてございまして、①宅地化、市街化が促進される区域でないこと、②近隣に教育施設、福祉施設が存在しないこと、③災害の発生の恐れが高い区域で、その災害により周辺への二次的被害拡大の恐れがないことを判断基準としてございます。

次に、環境への配慮については、考え方を公害関係法令に適合するものとしており、先ほどご説明しましたが、廃掃法に基づく設置許可申請の中で確認し、支障がないとされたものを改めてこちらの目でも確認することとしてございます。

次に、運搬車両の周辺地域への影響については、施設整備による車両台数が増加すること

に伴い、①交通渋滞による道路交通に支障がないこと、②交通安全上支障がないことを確認することとしてございます。

最後に、景観への配慮についてでございますが、周辺景観に与える影響が少ないことを、施設の高さ、大きさに応じて、どのように景観に配慮しているかどうかを確認してございます。

あと、その他としましては、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例に基づき説明会を行うこととなっておりますが、関係者からどのような意見が出ているか、また、出た意見に対して適切な対応がなされているかどうかを確認することとしてございます。

以上、概要についてご説明させていただきました。ご審議の参考としていただければと思います。

(柳沢議長)

はい。ありがとうございました。このあと具体的な案件について説明いただきますが、その前の仕組み全体について説明がありました。何かご質問等ございますでしょうか。

8ページのこの判断基準は前から作っていましたっけ。確か私の記憶では3段目の運搬車両の周辺地域への影響というところで、①、②でこれは交通のことだけが書いてあるのですが、この点の他に、かなりの廃棄物を運ぶ車両が沿道の住宅地に環境上の影響を与える点では大丈夫かというそういう観点が確か入っていたと思うんだけど、どこかで抜けてしまったのかな。

(幹事：建築住宅課 土屋課長補佐兼指導審査係長)

当然その観点についても審査はしておりますが、ちょっと具体的にここに書かれていたかという、私が記憶する限りですとないです。ただ会長がおっしゃるようにその点についてもしっかり審査させていただくようにしております。

(柳沢議長)

沿道というかむしろそのことが非常に重要なんだよね。

(幹事：建築住宅課 土屋課長補佐兼指導審査係長)

はい。

(柳沢議長)

はい。わかりました。ではそれも含めて検討されているということで。では先に進んでよろしいでしょうか。では、具体案件について説明をお願いいたします。

(松本市 建築指導課 板倉建築指導課長)

松本市建築指導課長の板倉勝と申します。議第9号についてご説明いたします。失礼して、着座にてご説明をさせていただきます。

それでは議 9-2 ページをお開きください。許可の申請者は、松本市大字和田 4709 番地、

株式会社フロンティア・スピリット代表取締役横澤英樹、建築場所又は築造場所は、松本市大字今井字野尻 4957 番 1 他 4 筆でございます。建築物若しくは工作物又はその部分の概要ですが、敷地面積は、平成 10 年に前回許可をしております 2,688 m²から、焼却施設の改築に合わせ、当時は許可が不要であった破碎施設の敷地を含めて、12,480.37 m²とするものでございます。

3 ページをお願いいたします。申請建築物の主要用途、工事種別、建築面積、延べ面積は、お示しのとおりでございます。処理内容及び処理能力と、申請に至った経過についてご説明いたします。現在の焼却施設は、建設から 23 年が経過し、老朽化が進行しております。改築に合わせまして、産業廃棄物の処理品目をこれまでの廃プラスチック、木くずなどに、廃酸、廃アルカリなどの品目を加えるとともに、かねてより受入要望のありました災害時に発生する一般廃棄物の処理に対応する予定です。1 日あたりの処理能力は、平成 10 年許可時の 37 t から、48 t とする計画でございます。

4 ページをお願いいたします。規制対象の建築物でございますが、更新予定の新焼却炉の焼却能力は、1 時間あたり 2,000kg、火格子面積が 11.9 m²、また、既存の破碎施設は、処理能力が 1 日あたり 480 t であるため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令で定められている、赤字でお示しした処理施設に該当し、許可が必要となるものでございます。

5 ページをお願いします。敷地の位置図ですが、申請地は、信州まつもと空港から西へ約 1.2 km、鎖川の左岸の市街化調整区域内に位置します。

6 ページをお願いします。申請地周辺の教育施設と福祉施設、指定通学路、廃棄物運搬車両の経路でございます。教育施設、福祉施設からは、これまで申請地の既存施設に対する苦情などはございません。

7 ページと 8 ページをあわせてご覧ください。申請地周辺の航空写真と土地利用状況を色分けした、土地利用図でございます。申請地の東側は鎖川及びその他の自然地、南側は工業用地、西側は田又は畑、北側はその他の空地であり、太陽光発電施設用地として利用されております。

9 ページをお願いします。運搬車両経路及び周辺状況写真でございます。主要な運搬経路としましては、主要地方道松本環状高家線を神林橋西側で南へ曲がり、鎖川左岸の堤防道路市道 7123 号線から施設へ出入りを行います。

10 ページをご覧ください。現在、申請地には、産業廃棄物の破碎施設と焼却施設がございます。破碎施設は、平成 4 年に他社が申請地の東側に設置しました。その後、申請者が平成 10 年にその破碎施設の西側に今回と同様の建築基準法第 51 条ただし書きの許可を取得し、焼却施設を建設いたしました。申請者は、平成 15 年に他社からその破碎施設を引き継ぎ、現在に至るまで、主に長野県内の建設業者から依頼された産業廃棄物の焼却及びがれき類の破碎処理を行っております。

11 ページをお願いいたします。計画配置図でございます。赤色が計画をしている焼却炉、青色が申請建築物で、焼却炉建屋、分別場所 2 棟、廃棄物の保管場所、倉庫でございます。新焼却炉完成後、既存焼却炉は解体し、作業スペースとして利用する計画でございます。

12 ページから 15 ページの資料 9-8 から 9-11 は、焼却炉建屋及び焼却炉の配置図等の図面でございます。建屋の高さは 19.3m、焼却炉の高さは 19.7m、煙突部分の高さは 16m とな

ります。この計画につきましては、昨年度、松本市景観審議会と協議を行い、景観に配慮した計画となっております。

16 ページから 19 ページの資料 9-12 から 9-15 は、焼却炉建屋以外の、附属建物の平面図、立面図でございます。

20 ページは、既存破碎施設の立面図でございます。

21 ページをお願いいたします。廃棄物燃焼処理フロー図でございます。焼却工程は、受入・保管工程、燃焼工程、排ガス処理工程の 3 つに分かれております。

22 ページをお願いいたします。場内運搬経路でございますが、赤い矢印のとおり、申請地南東の市道 7123 号線出入口より廃棄物を搬入し、はかりで計量後、分別場所で荷下ろしを行います。再度はかりで計量をして、同じ出入口から退出します。騒音及び振動レベルの評価、煙突から排出される排ガスの計画値でございますが、表にお示しのとおり、基準値以下となるよう計画をしております。

次に、23 ページから、敷地位置の検討についてでございます。23 ページ、周囲の状況ですが、判断基準の③災害発生の恐れが高い区域で、その災害により周辺へ二次被害拡大の恐れがないことにつきましては、土砂災害警戒区域外であること、浸水深 0.5m 未満の洪水浸水想定区域ですが、廃棄物の管理の徹底、土嚢等により敷地内への水の侵入を防ぐ計画であることから、可とするものであります。

24 ページにハザードマップをお示ししております。

25 ページ、環境への配慮については、判断基準の公害対策の関係法令に関して適合することが確実であると認めるものでございます。

26 ページ、運搬車両の周辺地域への影響及び景観への配慮につきましては、支障はないと判断しております。

次に 27 ページをお願いいたします。周辺住民への周知についてでございます。経過は表にお示しのとおりでございます。説明会では、特に反対意見はなく、令和 3 年 11 月に今井・神林公害対策連絡協議会において事業計画に対する同意が決議され、12 月に申請者は施設建設に対する同意書を取得しております。

28 ページからは、今井・神林公害対策連絡協議会と施設のある今井地区、隣接する神林地区で行った説明会で出された質問のうち、主なものをお示しました。28 ページの今井・神林公害対策連絡協議会では、道路の汚れについて質問があり、散水車、清掃車を購入し、毎日清掃を行っていると回答しております。

30 ページをお願いいたします。神林地区で出された質問 2、搬入車両が道路で待機している時があるので、待機場所を作れないか、との質問に対して、待機場所の整備、持ち込み日時の調整周知の徹底を回答しております。このように地元十分に説明を行い、合意形成がなされており、環境、交通、景観に問題がなく、既存の施設の改築であることから、申請地は建築基準法第 51 条ただし書きの許可にあたり、都市計画上支障がないと判断いたしました。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

(柳沢議長)

はい、ご苦労さまでした。それではご質問、ご意見をいただきたいと思います。

内容は、いわばこれまで既存の施設があつて、それも今回含めて形式上大きな敷地の拡大はあるけど、実質的では従前のものと同じだと。違いは、新しい建物は少し建て替えが出てきているということと、処理能力が若干増えているけれど、それについては議 9-29 っているのはわりとわかりやすいと思うんですが、質問 1 に対して回答 1 というのがありますね。これまでは 20 t の処理能力で処理できない廃棄物は他社の処理施設に処理委託をしていたと。処理能力が 48 t になることによって、他社に処理委託していた分を自社で処理できるようになるので、搬出車両がその分減ることはあるが、搬入車両が増えることはない。つまり、一旦受け入れるのはこれまでと同じで、他社に一部分出していたのがむしろ中で処理するという事で車の動きは少なくなるということですね。

(松本市 建築指導課 板倉建築指導課長)

はい。そのとおりでございます。

(柳沢議長)

そういうことなのですが、ご質問、ご意見ございますか。

(宮入委員)

宮入ですけれどもよろしいですか。

(柳沢議長)

どうぞ。

(宮入委員)

ありがとうございます。9-22 ページになりますが、騒音、振動の予測値がございしますが、こちらの方で確認したいと思います。4 番の夜間とかで基準値と予測値が同じというような状況もあつたりするんですが、このこと自体は先ほどご説明ありましたように他法令との関係、公害関係法令とも支障がないということは確認されているということによくわかったんですけども、予測するための条件ですとか予測する方法、手法というのは具体的にここには記載されていないんですが、どういったところでチェックされているのかというところが疑問に思ったものですから、教えていただければありがたいと思いました。よろしくお願ひします。

(柳沢議長)

はい。測定方法等はどこでどう規定されているのかということですね。

(松本市 建築指導課 板倉建築指導課長)

はい。環境科学という業者に測定をお願いしておりまして、その測定につきましてはそれぞれの法律に基づきまして、騒音、振動、臭気指数、それから煙突排ガス計画値を測定して

ございます。測定点につきましては、この資料にあります4点でそれぞれ測定をしているということでございます。以上です。

(宮入委員)

予測の方なので、予測するための条件とか方法についてはどなたがチェックされているのか、そういう意味です。

(松本市 建築指導課 板倉建築指導課長)

業者、業者というのは環境測定を行う、具体的には環境科学という会社で行いました。

(宮入委員)

はい、わかりました。専門の方がきちんと予測をされているということは確認されているということでよろしかったでしょうか。4番の夜間のように基準値と予測値がギリギリのところがあったりするので、場合によってはその条件の設定とか、そういったものが本当に妥当かどうかというのをしっかりと確認していただければありがたいと思いました。了解しましたのでよろしいです。ありがとうございました。

(柳沢議長)

はい。ありがとうございました。ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。ではこの件についても採決いたします。

説明に対していろいろと質問等ありましたけれど、これも反対意見ということではありませんので、簡易採決ということにいたしたいと思います。

議第9号について、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(出席者一同)

「異議なし」という声あり。

(柳沢議長)

異議なしということで、原案どおり決定いたしました。

(4) 調査審議

調査審議第1号 都市計画道路諏訪バイパスの環境影響評価と都市計画決定手続きについて

(柳沢議長)

これで議案事項は終了です。調査審議が1件ございますので、そちらに移りたいと思います。

都市計画道路諏訪バイパスの環境影響評価と都市計画決定手続きについて、お願いします。

(幹事：都市・まちづくり課 宮崎課長補佐兼まちなみ整備係長)

都市・まちづくり課まちなみ整備係の宮崎です。私の方から諏訪都市計画道路の変更及び下諏訪都市計画道路の変更についてご説明させていただきます。着座にて説明させていただきます。

本道路につきましては、諏訪都市計画区域と下諏訪都市計画区域に跨っておりまして、それぞれの区域ごとに都市計画道路名を定めておりますが、本日の説明では一体の道路として、通称であります「諏訪バイパス」と呼ばさせていただきます。

説明資料は、事前に送付させていただいております資料「調査審議」となります。

1 ページをご覧ください。前回の都市計画審議会において、委員の皆様から上段のご意見をいただいております。今回はこのうちから、道路の必要性、位置の妥当性、道路の規模の妥当性について説明をさせていただきます。また、アセスにつきましては、都市計画の関係、準備書に記載している事後調査の内容について説明させていただきます。

2 ページをご覧ください。上段右側の計画平面図ですが、このバイパス計画は昭和 40 年代に 2 車線で都市計画決定されていましたが、茅野市側の坂室バイパスについては平成 13 年、岡谷市側の下諏訪岡谷バイパスについては平成 2 年に 4 車線で都市計画変更を行い、現在は整備効果をいち早く発現するために暫定 2 車線での整備を行い、一部供用を開始しているところです。

下段は今回の都市計画道路の主な目的です。諏訪市と下諏訪町間の円滑な移動を確保するため、広域的な地域間の交通を処理する交通機能を備えた道路であり、前後の岡谷市、茅野市のバイパスと接続することで、道路ネットワーク全体の交通機能の向上が図られることとなります。

3 ページをご覧ください。これまでの経緯ですが、昭和 47 年に国道 20 号のバイパスとして都市計画決定しています。その後、事業化され、一部区間については供用済み、あるいは現在事業実施中となっております。

下段は、現状の課題となります。バイパスが未整備なことや、現道の国道 20 号は慢性的な渋滞、災害による通行止めなどが発生しており、今回、位置・規模・構造を見直して、都市計画変更を行うものです。具体的な課題については後ろの資料で説明させていただきます。

4 ページをご覧ください。上段は社会状況・交通環境等の変化になります。先ほど説明した前後のバイパス状況や、災害などの状況になります。下段は位置・規模・構造の見直しの経緯になります。車線数は 4 車線、位置については複数ルートで検討をしており、都市計画決定権者の県はその道路位置を尊重し、都市計画変更は妥当と判断しております。

5 ページをご覧ください。道路の規模は、計画交通量を基に道路構造令から種級区分を定めまして、車線数や設計速度、幅員構成を決定いたします。車線数については、計画交通量を 1 車線当たりの設計基準交通量で割った数字をもとに決定しますが、全ての区間において 2 を超えた値ですので 4 車線としております。なお、接続する坂室バイパスと下諏訪岡谷バイパスにつきましても 4 車線ですので、接続する道路との整合は取れております。

下段をご覧ください。計画交通量の推計値になります。この図は国道や県道など主な道路を表記しており、写真の位置がアクセス道路として想定している箇所になります。

6 から 9 ページ上段までは、地域の課題になります。これは、国がルート検討の際に示した資料を一部抜粋しております。6 ページ上段は災害の状況で、平成 18 年災害でマルバツ印が付いたところが道路の通行止、水色に塗られた箇所が浸水があった範囲を示しております。6 ページ下段はそれにより、緊急輸送路が断絶されたことを示しております。

7 ページ上段は、国道 20 号と JR 中央本線と平面交差する踏切が 2 箇所あり、渋滞している状況を示しております。7 ページ下段は、国道 20 号の死傷事故率です。交通事故が全国平均より多く発生しており、沿道に出入りする車両、渋滞中の車両へ追突など、追突事故が多いことを示しています。

8 ページ上段は、主要観光地までのアクセス時間です。諏訪 IC から諏訪大社下社秋宮まで、平常時に比べ混雑時はおよそ 2 倍とアクセス性の悪いことを示しています。8 ページ下段は緊急搬送時のカバー率です。諏訪湖岸沿いに第 3 次緊急医療機関の諏訪赤十字病院がありますが、国道 20 号が混雑することで、30 分カバー圏の人口が 3 割減少するというを示しています。

9 ページ上段は騒音になります。交通量が多く、沿道に商業地や住宅が集約していることから、騒音は昼夜ともに高いレベルを示しております。9 ページ下段をご覧ください。都市計画道路を決定する必要性につきまして、6 項目において評価をしております。

10 ページ上段をご覧ください。現在の国道 20 号は、交通の集中に加え、踏切遮断により旅行速度が低下し、写真のような交通渋滞が発生しております。諏訪バイパスの整備により、通過交通が転換することなどにより、交通の適切な分担・分散がなされ、交通混雑が解消し、混雑度の解消が期待されると考えられます。

10 ページ下段をご覧ください。国道 20 号は、死傷事故率が全国平均を上回る箇所が多い状況ですが、通過交通が転換することで、速度低下や交通混雑が改善され、交通事故の減少につながると考えられます。

11 ページ上段をご覧ください。国道 20 号は平常時と混雑時の所要時間の差が大きく、特に混雑時には IC へのアクセス性が非常に悪い状況となっております。諏訪バイパスが整備された場合、連続する信号交差や踏切などを回避することができますので、アクセス性が向上し、円滑な都市活動を支える道路網が構築されることが考えられます。

11 ページ下段をご覧ください。諏訪バイパスが整備された場合、交通混雑が解消され、高次救急医療機関である諏訪赤十字病院への速達性が向上すると考えております。

12 ページ上段をご覧ください。諏訪湖周辺地域は南北の移動経路が限定的であることから、通行止めなど災害が発生した場合、地区が孤立してしまう可能性が考えられます。諏訪バイパスが整備された場合、南北方向の交通軸が強化されることとなり、災害時の代替路として機能することが期待できます。

12 ページ下段をご覧ください。諏訪バイパスが整備された場合、大型車の交通量が減少することから、騒音レベルが改善し、振動も減ると想定されます。

13 ページをご覧ください。国でルート帯を決定するまでの経緯を示しております。平成 25 年から国で委員会や地元アンケートを複数回実施し、平成 28 年に複数ルート帯から 1 つのルート帯に絞り込んでおります。

下段が地元アンケートを基に、どういう性格の道路がよいか政策目標や選定ポイントを示

したものになり、3つの案で検討しております。

14 ページをご覧ください。上段が3つのルート帯案になります。図の下に整備イメージがありますが、真ん中が現道の国道20号を4車線へ拡幅する比較案1、右側が未整備の都市計画道路の位置を基本にする比較案2、左側が他の案よりさらに山側に寄せたバイパス案になります。

下段をご覧ください。この3つの案で政策目標、環境への影響、影響する家屋、事業費などを比べた比較表になります。比較表では現道や災害の状況、影響する家屋数などから、左側のバイパス案を最適としています。

15 ページ上段をご覧ください。バイパス案のみ図に示したのものになります。

下段をご覧ください。先ほどの比較表を補足する形の資料になります。比較案1の国道拡幅をした場合の課題としましては、国道沿いに住宅地や商業地、鉄道が混在しており、家屋への影響が大きくなります。

16 ページ上段をご覧ください。こちらは比較案2の現在の都市計画道路位置を基本とした場合の課題です。家屋への影響は国道拡幅案よりは少ないものの、ルート上に複数の公共施設や歴史文化施設、景観への影響が大きく、また切盛による土工が発生するため、土地利用が低下します。また、現国道より山側になるので、土砂災害の可能性は高くなります。

下段をご覧ください。先ほどの複数ルート帯やバイパス案を決定する際に、配慮した施設などを示した図になります。道路の位置については、土地利用や環境への配慮をして、土砂災害危険箇所や公共施設、鉄塔、神社・仏閣、家屋などを極力回避するよう検討しております。

17 ページ上段をご覧ください。バイパスの整備効果による諏訪湖周辺の自動車交通量の変化についてご説明します。バイパスは広域的なネットワークとなりますので、県の試算ですと周辺の道路交通量がバイパスに転換され、市街地内の交通量は低下する試算となっています。

下段をご覧ください。ここから諏訪バイパスの計画概要になります。紫色の線で囲まれた範囲が、次ページ以降でお示しする諏訪都市計画区域、下諏訪都市計画区域の総括図の範囲となります。

18 ページをご覧ください。上段は、諏訪都市計画区域の総括図の抜粋になります。赤線が今回変更する都市計画道路、黄色が昭和47年に決定した都市計画道路になります。破線がトンネル部分になります。

下段につきましては下諏訪都市計画区域の総括図の抜粋になります。左上の変更のない区間は国のバイパスルート発表に合わせ、平成2年に変更され、現在整備が進められている区間となります。

19 ページをご覧ください。都市計画道路の規模となる計画諸元でございます。

20 ページをご覧ください。計画書になります。赤文字の部分が今回変更する箇所でございます。

21 ページ上段をご覧ください。今回変更する都市計画道路の区域は、道路の幅員で決定してまいります。赤文字で示した部分が、今回決定する都市計画道路の区域となります。

下段をご覧ください。表には道路構造の各項目における採用した値と道路構造令の適用に

についてお示ししております。全ての項目について、道路構造令に準拠しております。

22 ページ上段をご覧ください。都市計画道路の変更案の総合的な評価をするにあたり、判断すべき都市計画道路の専門性・妥当性について、説明をさせていただきます。都市計画道路の変更案は、長野県総合5か年計画などと整合していることから、上位計画との整合は図られていると考えます。必要性につきましては、交通面の効果、社会経済への影響などから必要と判断しております。位置の妥当性につきましては、道路の位置・既存施設への配慮、自然環境・歴史的環境・景観などの保全に配慮しているため、妥当と判断しております。道路の規模の妥当性については、接続する坂室バイパスと下諏訪岡谷バイパスとの連続性が確保されていることから妥当と判断しております。

下段をご覧ください。都市計画決定までの手続きの流れです。今後、環境影響評価の手続きとして、準備書に対する知事意見が述べられますので、それを踏まえ評価書の作成に入っております。

23 ページをご覧ください。ここから環境影響評価についてご説明します。上段は、アクセスの対象事業を一覧にしたものです。諏訪バイパスは、国道で4車線、かつ10km以上ですので環境影響評価法の対象となります。

下段は、環境影響評価と都市計画の関係についてです。まず、(1)の都市計画に定められる対象事業に関する特例についてですが、環境影響評価法では、環境影響評価制度の対象事業が都市計画に定められる場合には、環境影響評価法に「都市計画決定権者が事業者にかわるものとして、都市計画の手續と併せて環境影響評価の手續きを行うものとする」という特例が定められております。なぜ、このような特例が定められているかといいますと、(1)のとおり、都市施設等について都市計画決定がなされた場合に、都市計画決定の際に環境影響評価、その他手續が行われていない場合には、事後の環境影響評価その他手續によって、当該都市計画を修正すべきとの判断が行われる可能性があり、都市計画の法定安定性を大きく阻害するということが書かれております。

24 ページをご覧ください。(2)手續の流れについては後でご説明させていただきます。

(3)で環境影響評価手續と都市計画決定手續と併せて行う理由ですが、1)の環境影響評価手續と都市計画決定手續とは、双方とも国民に対して正確な情報提供をして広範な意見を集め、公平中立的な判断を行うことを手續の基本的な考え方としているということ、2)で、準備書は、都市計画に定められる事業に係る環境の保全について、適正な配慮がなされていることを確保するために、その事業が環境に与える影響を評価するための図書ですが、都市計画決定の手續においては、環境面から都市計画の案の合理性・妥当性を判断するという図書となっております。

双方の手續は密接な関連をしているということで、両方あわせて手續を行うということになっております。

下段をご覧ください。環境影響評価法と都市計画の決定手續きの主な流れになります。諏訪バイパスを例にしてありますが。まずは事業者が配慮書の作成をいたしました。この時点では、都市計画道路として位置づけを決定していませんので、事業者が配慮者の手續きを終わらせております。平成28年12月に都市計画決定権者が都市計画に位置づけるということを決意いたしました。事業者が調査をしつつルート、道路の位置を決め、一つの案を決

めまして、それを都市計画決定権者のほうに申し出て、都市計画決定権者としてはこれが妥当かどうかを判断し、道路の位置がここでいいのかどうかということを、この審議会において説明をさせていただいてきたところになります。

25 ページをご覧ください。上段は、都市計画審議会の役割ということで、都市計画決定しようとするときは、都市計画審議会の議を経なければならないこととされており、これにより都市計画決定における専門的、技術的かつ中立的な判断を担保しているということになります。都市計画審議会においては、環境も含めた多様な公益を総合的に判断することが不可欠であり、審議の結果を都市計画とともに評価書の内容にも反映させる必要があるということで、このため評価書について都市計画審議会の議を経ることになっています。ただし、都市計画審議会は、最終的に都市計画に反映されるべき環境影響評価の結果を審議するものであるため、都市計画審議会への付議は評価書について行政機関の意見が述べられた後、評価書の検討、補正がされた後に行われるものになっているということでございます。

参考として、NPO 法人の都市計画家協会で出されている、都市計画審議会に求められる機能というものでまとめられたものを説明します。都市計画行政というのは、①首長や担当部局の独断専行によらないこと、②一部の地域や業界の利益のみが優先されるものとしないうこと、③専門的な知識に裏付けられた検討のもとに進められるということが不可欠だということです。そのため、都市計画審議会の役割としますと、アの関係者間の利害を調整する機能、イの案件の正当性・妥当性をチェックする機能が求められているということになります。

下段に、ご審議いただきたい観点ということでまとめさせていただいております。まず、本来環境影響評価の対象でなくても案件の決定の目的、この案件がもたらす周辺への影響、案件に対する合意形成状況、案件を決定しない場合の損失や問題点、市町村審議会等における検討状況の観点から総合的に判断いただき、都市計画決定することに問題がないかということをご審議いただきたいということ、環境影響評価を伴う案件については、必要なデータが記載され、的確な分析がなされているか、特に公害の防止及び自然環境の保全の見地から、適切な配慮がされているか、特にこの必要なデータが記載され、的確な分析がなされているか等につきましては環境影響評価法の手続の中で担保されているというふうに考えてございます。ですので、環境アセスの案件につきましては、準備書、評価書の段階で、簡単にいいますと長野県環境影響評価技術委員会がこの点について十分審議していただいておりますので、その部分については議論が済んだという前提で考えていただければ結構だと考えております。

26 ページの下段ですけれども、先ほど申し上げました長野県環境影響評価技術委員会ですが、知事が方法書及び準備書について、事業者に環境の保全の見地から意見を述べる際、科学的、専門の見地から十分に検討を行うため、この委員会において審議をいただいているということになります。技術委員会の委員は各分野を専門とする大学教官など、学識経験者から構成をされております。

27 ページをご覧ください。技術委員会の審議状況についてですが、諏訪バイパスについては準備書に対し6回の審議を行っており、今後の技術委員会意見を踏まえ、知事意見が4月1日までに述べられる予定となっております。

28、29 ページをご覧ください。前回の都市計画審議会でも、事後調査というものがどうい

う内容でやるか、調査の結果に対してどう対応するのかというご意見をいただいております。こちらは準備書に記載されている事後調査を環境要素ごとでまとめたものになります。環境の要素としましては水象、動物、植物、生態系で事後調査を行うことになっております。特に地下水については、委員さんからも様々な意見が出されておりますが、工事前、工事中、完成後に事後調査を行うこととしております。

31 ページにつきましては、先ほど 28 ページの青枠で示した地下水の事後調査の概要になります。下線が引いてある箇所が、事後調査により事前に予測し得ない影響が判明した場合の対応となっており、ここでは「事業者が関係機関と協議し、専門家の意見及び指導を得ながら、必要に応じて適切な措置を講じる」ことを記載しております。

説明は以上になります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

(柳沢議長)

ご苦労さまでした。前回の審議会でいろいろご意見いただきましたまとめとして、今日の資料の 1 ページの上段にあるように、そもそも都市計画審議会はやはり道路の必要性とか位置の妥当性とかそういう都市計画的な見地で本当に大丈夫か、ということをもう 1 回おさらいする必要がある、という点と、事後調査についてはどんなことをやるのか、事後調査結果についてはどういうふうにつながっていくのかというあたりをはっきりしてくれと、そんなふうなことだったわけですね。今日はかなり今までの繰り返しのこともありましたが、その 2 点について、特に前半のことについて説明があったということでございます。

今日の説明に関して何かご意見ご質問ありましたらお願いいたします。いかがですか。特に必要性とか位置の妥当性については、3 ルートについて国が公式に議論してきたということのほかにも、附属的にこの 3 ルートそれぞれの、仮に現道拡幅でしたらこんな問題がある、あるいは山側の規定の都市計画の拡幅だとかこういうことになるというようなことをもう 1 回おさらいをして、やはり現在の山側でかなりトンネルを使う案が妥当ではないかという説明でした。

どうですか。今日はご意見ありませんか。オンラインの皆さんもよろしいでしょうか。こちらの皆さんもよろしいですね。かなり詳しい説明がありましたので、皆さんも一応わかったということだと思います。それでは、この件は以上といたします。これは調査審議ですので、また次の段階で議案という形で出てくることになります。

それでは今日の審議事項は以上で終了となります。長時間ありがとうございました。

3 その他

(事務局：都市・まちづくり課 小口企画幹兼都市計画係長)

長時間にわたりまして、慎重審議いただき誠にありがとうございました。

次回開催日は、本日お配りしました「当日配布資料」7 ページに記載のとおり、令和 4 年 6 月上旬で予定しております。先の日程で誠に恐縮ですが、委員の皆様には本日お帰りの際、または 4 月 6 日水曜日までに事務局へお知らせくださるようお願いいたします。

4 閉 会

(事務局：都市・まちづくり課 小口企画幹兼都市計画係長)

それでは、以上をもちまして、第 211 回長野県都市計画審議会を閉会とさせていただきます。お疲れさまでございました。